平　成　２６　年　度

清　掃　事　業　概　要

小牧市市民生活部廃棄物対策課

目　　次

第１　小牧市の概要
１　概説 …… 1
２　人口及び世帯数 …… 1
第２　清掃事業の沿革 …… 2
第３　組織・職員
１　機構及び事務分掌 …… 6
２　職員配置 …… 6
第４　施設の概要
１　リサイクルプラザ …… 7
２　資源回収ステーション …… 7
３　クリーンセンター …… 7
４　し尿浄化槽汚泥処理施設 …… 8
５　小牧岩倉衛生組合施設 …… 9
（１）環境センター …… 9
（２）環境センター処分場 …… 9
（３）小牧ヶ丘処分場跡地 …… 9
６　保有車両等 …… 10
（１）ごみ関係 …… 10
（２）し尿関係 …… 10
第５　決算及び予算
１　平成２５年度決算 …… 11
（１）歳入 …… 11
（２）歳出 …… 11
２　平成２６年度予算 …… 11
（１）歳入 …… 11
（２）歳出 …… 11
第６　ごみ処理等
１　概況 …… 12
２　処理体制 …… 12
３　ごみの収集・処理量 …… 13
（１）平成２５年度処理量 …… 13
（２）ごみ収集量の推移 …… 14
ア　ごみの形態別収集量 …… 14
イ　市民１人当たりのごみ排出量 …… 15
ウ　ごみの排出量と人口との比較 …… 15
（３）再資源化率の推移…… 15
（４）燃やすごみ組成分類結果 …… 16
（５）燃やさないごみ組成分類結果…… 16
４　犬猫等の死体処理 …… 16
５　指定ごみ袋 …… 17
６　ごみ集積場 …… 17
（１）ごみ集積場設置数 …… 17

（２）ごみ集積場整備費補助事業 …… 17
（３）ごみ集積場維持管理費交付金事業 …… 17
（４）ごみ集積場管理用資材支給事業 …… 18
７　不法投棄防止啓発事業 …… 18
（１）不法投棄監視カメラ貸出事業 …… 18
（２）不法投棄防止回転灯の設置 …… 18
８　不法投棄処理 …… 18
（１）小牧岩倉衛生組合環境センター搬入量 …… 18
（２）不法投棄廃家電処理量 …… 18
９　エコハートショップ認定制度 …… 19
１０　こまやか収集 …… 19
１１　廃棄物減量等推進審議会 …… 19
（１）審議事項 …… 19
（２）委員 …… 19
（３）平成２５年度会議内容 …… 19
１２　ごみ減量・再資源化 …… 20
（１）啓発指導事業 …… 19
ア　刊行物の発行 …… 19
イ　小学校４年生社会科学習資料 …… 20
ウ　出前講座 …… 20
エ　行事への参加 …… 20
オ　地元説明会等 …… 20
カ　小中学校総合学習への職員派遣等 …… 20
キ　ごみ集積場での分別・排出指導 …… 21
ク　事業者への訪問指導 …… 21
ケ　「資源・ごみの分け方と出し方」啓発用ＤＶＤ・ビデオの活用…… 21
コ　小牧市ごみ収集日情報配信サービス…… 21
（２）感謝状贈呈 …… 22
ア　資源回収貢献団体感謝状贈呈 …… 22
イ　ごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈 …… 23
（３）再資源化事業 …… 23
ア　資源回収量 …… 23
イ　資源回収ステーション利用者数…… 23
ウ　資源分別収集事業 …… 24
エ　廃食用油（天ぷら油）回収事業 …… 24
オ　資源回収事業奨励金交付事業 …… 24
カ　資源倉庫貸与事業 …… 25
（４）排出抑制事業 …… 25
ア　生ごみ堆肥化事業＜生ごみ堆肥化容器貸与事業＞…… 25
イ　家庭用生ごみ処理機購入費補助事業 …… 26
ウ　共同住宅等生ごみ処理機設置費補助事業 …… 26
エ　家庭用剪定枝粉砕機貸出事業 …… 26
オ　リサイクルデータバンク設置事業 …… 26
カ　子ども服リユース事業 …… 27

第７　環境美化
１　快適で清潔なまちづくり協議会 …… 27
（１）協議事項 …… 27
（２）委員 …… 27
（３）平成２５年度会議内容 …… 27
（４）顕彰 …… 27
２　こまき環境保全推進員 …… 28
３　快適で清潔なまちづくり推進事業 …… 28
（１）環境美化パトロール員の配置 …… 28
（２）クリーンアップ事業 …… 28
ア　こまきクリーンアップ活動 …… 28
イ　ごみ散乱防止重点地域の清掃 …… 29
ウ　地区大掃除 …… 29
エ　小牧山美化活動 …… 29
オ　ごみ散乱防止市民行動の日 …… 29
（３）犬のふん放置対策　イエローカード作戦…… 30
（４）路上喫煙禁止区域の巡回・指導 …… 30
（５）啓発看板の配付 …… 30
４　アダプトプログラム推進事業 …… 31
第８　リサイクルプラザ啓発事業
（１）リサイクルプラザ利用状況 …… 31
ア　見学者数 …… 31
イ　リサイクル体験教室利用者数 …… 31
ウ　修理再生品の展示 …… 32
エ　おもちゃ病院の開設 …… 32
オ　古着・古本リユースコーナー …… 32
第９　し尿処理等
１　概況 …… 33
２　し尿処理量の推移 …… 33
３　浄化槽設置基数 …… 33
４　処理対象人口の推移 …… 33
第１０　処理業者一覧
１　一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者 …… 34
２　一般廃棄物（特定家庭用機器）運搬許可業者 …… 35
３　し尿収集運搬許可業者 …… 36
４　浄化槽汚泥収集運搬・清掃許可業者 …… 36
第１１　参考資料（条例・規則・要綱など）
小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 …… 37
小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則 …… 46
小牧市快適で清潔なまちづくり条例 …… 53
小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則 …… 58
小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例 …… 61
小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則 …… 62
小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例 …… 64

小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則 …… 66
小牧市ごみ集積場整備費補助金交付要綱 …… 68
小牧市ごみ集積場維持管理交付金交付要綱 …… 70
小牧市ごみ集積場管理用資材支給要領 …… 71
小牧市共同住宅における家庭系廃棄物の排出方法等に関する要綱 …… 72
小牧市資源回収事業奨励金交付要綱 …… 74
小牧市生ごみ堆肥化事業実施要綱 …… 77
小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱 …… 78
小牧市共同住宅等生ごみ処理機設置費補助金交付要綱 …… 81
小牧市剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱 …… 83
小牧市リサイクルデータバンク設置要綱 …… 85
小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱 …… 86
小牧市資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈要綱 …… 88
小牧市指定袋に関する要綱 …… 89
小牧市こまやか収集実施要綱 …… 91
小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 …… 94
小牧市エコハートショップ認定制度実施要綱 …… 96
小牧市産業廃棄物対策協議会設置要綱 …… 98
小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱 ……100
小牧市公共施設アダプトプログラム実施要綱 ……104
小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準 ……106
一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準 ……113
平成２６年度小牧市一般廃棄物処理実施計画 ……118

第１ 小牧市の概要

１ 概説

本市は、昭和30年に小牧町、味岡村、篠岡村の1町2村が合併し、県下21番目の市として市制を施行し、その後、昭和38年に北里村を合併し、現在の市域になりました。

市域は、愛知県の北西部、名古屋市の北方約15ｋｍに位置し、地勢は、北東部に広がる低位丘陵(標高50～200m)と南西部の平坦地（標高10～30m）に大別され、東に高く、西に行くほど低い地形となっています。

市制施行当時は、田園都市でありましたが、名神、東名、中央の3大ハイウェイの結節点として、また、空の玄関の県営名古屋空港に隣接する恵まれた広域交通条件を活かし、今や愛知県下有数の生産機能と物流機能を併せ持った産業都市へと成長しています。

現在は、本市の目指す将来像「人と緑、かがやく創造のまち」の実現に向けて、地域自治の推進をはじめ、生活環境の整備、保健・福祉の充実、教育・文化の振興、都市・産業の基盤整備などのまちづくりに取り組んでいるところです。

市制　昭和30年1月1日
面積　62.82ｋ㎡
　　東西　14.82ｋｍ
　　南北　 9.22ｋｍ

２ 人口及び世帯数

単位：人、世帯

区分＼年度	21	22	23	24	25
人　口	153,371	153,507	153,344	153,170	153,303
世　帯	61,745	62,210	62,758	63,168	63,829

25年度末現在

第２　清掃事業の沿革

年　月	内　　容
昭30ごろ	ごみの処理計画区域（街部）を定め、ごみ箱により月６回程度収集 すべて埋立処分【埋立処分場：小牧市萱場地内】 清掃手数料として月額20円徴収（～昭45.4廃止）
34.　8	小牧市清掃条例施行（昭和47年4月全改） 【ごみ10円/月、ふん尿30円/樽、犬、ねこ等の死体100円/頭】 ごみ処理計画区域（街部・県住）拡大 ごみ収集量1日13㎥。清掃車2台。 すべて埋立処分【埋立処分場：小牧市上末地内】
39.　6	ごみ袋に買物時のポリ袋、ごみ箱にポリバケツを奨励
9	小牧市岩倉町衛生組合を設立
41.　1	小牧市岩倉町衛生組合ごみ焼却場（岩倉町大字川井地区）完成 5月操業【20t/8H×2基】
42.　4	可燃物と不燃物の分別収集開始 ごみ処理計画区域世帯が市全体世帯の約50％に拡大
44.　3	小牧市岩倉町衛生組合大草処分場（小牧ヶ丘処分場）埋立開始 【敷地面積36,100㎡　全体容量722,000㎥】（～平10.5）
12	清掃事務所開所
45.　4	ごみ収集手数料を廃止
5	収集方法をポリ容器などによる収集から可燃物用紙袋による収集に切り替え【紙袋販売店：米販売店13円/枚】 一部地域に不燃物用コンテナ設置（97ヶ所） 可燃ごみ週1回、不燃ごみ週1回以上（街部の可・不燃ごみ週2回）収集実施
46.　6	可燃ごみを週2回収集に変更 ごみ処理計画区域を市内全域に拡大
47.　4	小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定（清掃条例を全改） 【し尿40円/18ﾘｯﾄﾙ、動物の死体200円/件、ごみ7,000円/t又は3㎥】 小牧岩倉衛生組合で事業系廃棄物の有料制実施
50.　11	「第5回みんなの生活展」に不用品再利用作品展のコーナーを設置
53.　3	し尿浄化槽汚泥処理施設完成
57.　12	不燃ごみを週１回収集に変更
59.　3	小牧岩倉衛生組合環境センター完成【焼却炉：150t/日×2基、 破砕機：50t/5ｈ×1基、切断機：25t/5ｈ×1基】（本操業昭和60年1月）
5	廃乾電池回収ボックス設置（500箇所）（～昭60.4廃止）
7	指定ごみ収集袋による分別収集開始 可燃ごみ　週2回　ステーション　白指定袋 不燃ごみ　月2回　ステーション　赤指定袋　第1・3週 埋立ごみ　月2回　ステーション　青指定袋　第2・4週 粗大ごみ　月1回　ステーション　第5週 資源ごみ　月1回　ステーション　指定日 ・ 可燃物収集袋（炭酸カルシウム40％含有）白色 500㎜×700㎜×0.03㎜　10円/枚、 350㎜×500㎜×0.03㎜　 7円/枚

年　月	内　　容
59.　7	・ 不燃物収集袋（炭酸カルシウム35％含有）赤色 500㎜×700㎜×0.05㎜　14円/枚 ・ 埋立用不燃物収集袋（中低圧ポリ袋）青色 （プラスチック・発泡スチロール類） 500㎜×700㎜×0.015㎜　7円/枚 収集袋指定に伴い不燃物用コンテナ撤去
12	空缶プレス車購入
60.　4	ごみ集積場整備補助事業開始 廃乾電池回収ボックス廃止
7	ごみ収集方法の一部を変更 埋立ごみ　週1回　ステーション　青指定袋 粗大ごみ　月1回　ステーション　指定日
62.　2	クリーンセンター(し尿処理施設)完成
63.　3	小牧岩倉衛生組合環境センター廃プラスチック類減容施設完成 【10t/5h×2基】
10	不燃物収集袋の規格の変更及び埋立用不燃物収集袋（青色）の廃止 （埋立ごみの区分を廃止） 不燃物収集袋（リニアポリエチレン袋）赤色 500㎜×700㎜×0.03㎜　10円/枚 700㎜×900㎜×0.03㎜　14円/枚
平 元　6	小牧市犬猫処理施設完成【50kg/h】
2.　4	可燃ごみ収集業務の一部を業者委託
5.　4	危険ごみ及び有害ごみの収集開始。資源ごみを2月に3回収集に変更 ごみ減量化モデル地区（6地区）設定（5～7年度） ・ 廃棄物減量等推進員の設置 ・ コンポスト容器貸与事業 ・ 資源回収推進団体育成事業
5	可燃ごみ収集業務の全部の業者委託完了
11	廃発泡スチロールトレイ収集開始（委託）
6.　4	犬猫収集業務委託開始
7.　4	生ごみ堆肥化事業開始（コンポスト容器貸与）
12	リサイクルデータバンク設置
8.　3	小牧岩倉衛生組合環境センター灰固型化施設完成【4.8t/日×2基】
4	資源ごみを月2回収集に変更
9.　4	フロン回収開始 資源回収事業奨励金交付開始
9	ペットボトル収集開始
10.　4	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場埋立開始 【一期：埋立地面積 24,500㎡　計画容量 293,900㎥】
5	小牧岩倉衛生組合小牧ヶ丘処分場埋立終了
7	ごみ収集車の新デザイン決定
11.　5	家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付開始
12.　7	粗大ごみ有料戸別収集開始 古紙・古布の行政回収開始（月1回）

年　月	内　　容
12.　8	廃棄物減量等推進協議会設置
12	資源「古紙・古布」の行政回収を月2回に変更
13.　4	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機を排出禁止物とする。（家電リサイクル法施行による）
5	廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書の締結（小牧郵便局）
10	資源倉庫を市内13箇所に設置
14.　4	資源「古紙・古布」として雑がみの行政回収開始（月2回）
11	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化ブロック会議設立
15.　1	リサイクルプラザ建設工事着工報告会開催
2	資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の表彰開始
4	分別収集方法の変更（4分別15種類） ＜資源＞ ・プラスチック製容器包装　月4回　ステーション　緑指定袋 ・空きびん　　月2回　ステーション　緑指定袋 ・飲料缶　　月2回　ステーション　緑指定袋 ・金属類　　月2回　ステーション　緑指定袋 ・ペットボトル　月2回　ステーション　緑指定袋 ・古紙・古布（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・飲料用紙パック・古布類）月2回　ステーション　緑指定袋（古布類） ・蛍光管類　　月1回　ステーション　緑指定袋 〈燃やすごみ〉　週2回　ステーション　白指定袋 〈燃やさないごみ〉　月2回　ステーション　赤指定袋 市指定収集袋の変更 ・資源用収集袋　　（緑色・透明）　　小10ﾘｯﾄﾙ・中30ﾘｯﾄﾙ・大45ﾘｯﾄﾙ ・燃やすごみ用収集袋（白色・炭酸カルシウム20%含有）小10ﾘｯﾄﾙ・中30ﾘｯﾄﾙ ・燃やさないごみ用収集袋（赤色・透明）　中30ﾘｯﾄﾙ・大45ﾘｯﾄﾙ プラスチック製容器包装収集業務の一部の業者委託
7	燃やさないごみ用収集袋（赤色）に小10ﾘｯﾄﾙを追加 プラスチック製容器包装の行政回収を週1回に変更
11	ごみ集積場維持管理交付金制度開始
12	市指定収集袋製造者承認制度開始
16.　2	共同住宅等ごみ処理機設置費補助金交付開始
3	リサイクルプラザ竣工式
4	冷凍庫・パソコンを排出禁止物とする。（家電リサイクル法改正・資源有効利用促進法による） リサイクルプラザ「エコハウス・小牧」開設 常設の資源回収ステーション（小牧原新田）を開設
17.　4	分別収集方法の一部を変更 ・「飲料缶」から「空き缶」へ名称を変更し、飲料缶と食品缶(20cm×50cm未満)をあわせて収集 ・粗大ごみの品目指定を削除 プラスチック製容器包装収集業務の全部を業者委託 こまやか収集開始

年　月	内　　容
	小牧市公共施設アダプトプログラム開始
18.　4	**資源に「廃食用油」を追加。**リサイクルプラザ及び資源回収ステーションで回収
	トラックターミナル及び周辺をごみ散乱防止重点地域に指定
6	廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）を使用したごみ収集車（2台）によるごみの収集開始
	不法投棄監視カメラ運用開始（10台）
19.　1	エコハートショップ認定制度開始
4	生ごみ処理機購入補助額の増額(2万円⇒3万円)、補助割合の拡大(1/2⇒3/5)
	廃食用油の回収場所を2箇所から8箇所へ増設
	「小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正
12	資源・ごみの分け方と出し方啓発用ＤＶＤ及びビデオ「エコリンのごみ分別教室」を作成
20.　2	タンザニアにごみ収集車を寄贈
4	小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・規則の施行
	小牧市快適で清潔なまちづくり条例・条例施行規則の施行
5	廃棄物排出指導員2名、環境美化パトロール員4名を配置
9	廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）を汚泥搬送車1台に使用
12	小牧駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定
21.　3	「小牧市災害廃棄物処理計画」を策定
	「小牧市生活排水処理基本計画」を策定
4	第2資源回収ステーション（光ヶ丘）を開設（～平23.5廃止）
	液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を排出禁止物とする。（家電リサイクル法改正による。）
8	小牧市環境キャラクター「エコリン」着ぐるみ作製
22.　3	「小牧市ごみ処理基本計画」を改訂
6	家庭用剪定枝粉砕機貸出事業を開始
8	南部コミュニティセンターで廃食用油の回収を開始
23.　5	第2資源回収ステーション（光ヶ丘）を閉鎖
24.　4	小型家電を「金属類」として収集開始
4	児童館において子ども服のリユース（eco子育て支援事業「くる・くる・くるり」）を開始　※服の引渡しは6月から開始
6	小牧市ごみ収集日情報配信サービスを開始
25.　3	犬猫処理施設の廃止
6	小牧市ごみ収集日情報配信サービス（外国語版）を開始
	味岡児童館において子ども服のリユース（eco子育て支援事業「くる・くる・くるり」）を開始
8	小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の全部改正及び一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準の制定
26.　4	市主導による古紙回収コンテナの設置（西友藤島店）
7	家庭系使用済みパソコンの行政回収開始
	第2資源回収ステーション（リサイクルプラザ内を開設）
9	小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の新規許可申請の受付停止

第３　組織・職員

１　機構及び事務分掌（ごみ・し尿関係部署）

平成26年4月1日現在

市民生活部	廃棄物対策課	環境美化係（3人）	・ 廃棄物に起因する生活環境の保全に関すること。 ・ 地域美化活動に関すること。 ・ こまき環境保全推進員に関すること。 ・ し尿及びし尿処理施設に関すること。 ・ 他の係に属しないこと。
		ごみ減量推進係（4人）	・一般廃棄物処理の企画及び調整に関すること。 ・ごみの減量に関すること。 ・ごみ処理の指導及び啓発に関すること。 ・ごみに係る処理業者の許可及び指導に関すること。 ・小牧岩倉衛生組合に関すること。
	リサイクルプラザ	清掃資源係（15人）	・ごみの収集、運搬、処理及び集積場に関すること。 ・犬､猫等の死体の処理に関すること。 ・資源の選別等中間処理に関すること。 ・粗大ごみのリサイクルに関すること。 ・リサイクルの啓発及び推進に関すること。 ・リサイクルに係る体験活動に関すること。

２　職員配置（平成26年4月1日現在）

（１）市民生活部長（1人）　市民生活部次長（1人）

（２）廃棄物対策課（正規職員 8人）

課長1　係長2

主任2　主事1　主事補2

【臨　時　6】

【嘱　託　2】

（３）リサイクルプラザ（正規職員 15人）

所長1　所長補佐１（清掃資源係長兼務）主査3

運転手10

【再任用　9　(リサイクルハウス　8)(プラザハウス 1)】

【臨　時　10　(リサイクルハウス　9)(プラザハウス 1)】

【嘱　託　4　(プラザハウス 4)】

第４　施設の概要

１　リサイクルプラザ

名　　称	小牧市リサイクルプラザ	愛　　称	エコハウス・小牧
所 在 地	小牧市大字大草5786番地83		
竣　　工	平成16年3月31日		
施設種類	リサイクルハウス 鉄骨造3階建　延べ3,372.54㎡	プラザハウス 鉄骨造平屋建　1,121.72㎡	
	収集車車庫　　594.40㎡		

処理能力	空きびん	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル
(5h/日)	7.7t	0.9ｔ	1.0ｔ	3.0ｔ
建 設 費	1,211,488千円			

２　資源回収ステーション

名　　称	小牧市第１資源回収ステーション
所 在 地	小牧市大字小牧原新田423番地
建物面積	330.48㎡
建物構造	鉄骨造

名　　称	小牧市第２資源回収ステーション
所 在 地	小牧市大字大草5786番地83

３　クリーンセンター

名　　称	小牧市クリーンセンター
所 在 地	小牧市大字東田中1237番地
敷地面積	2,390㎡
建物面積	延べ 1,211㎡
処理能力	53kl／日
処理方式	攪拌遠心分離式高負荷処理方式
竣　　工	昭和62年2月27日
建 設 費	575,000千円

４　し尿浄化槽汚泥処理施設

名　　称	小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設
所 在 地	小牧市新小木四丁目29番地
敷地面積	3,167.28㎡
建物面積	延べ 354.48㎡
処理能力	50 kl／日
処理方式	濃縮真空乾燥方式
竣　　工	昭和53年3月31日
建 設 費	156,173千円

（リサイクルハウス）

（プラザハウス）

５　小牧岩倉衛生組合施設

（１）環境センター

名　　称	小牧岩倉衛生組合環境センター			
所 在 地	小牧市大字野口2881番地9			
敷地面積	35,600.90㎡			
建物面積	延べ 9,119.41㎡			
施設種類	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設		廃プラスチック類減容施設
		破砕機	切断機	
処理能力	300ｔ／日 (150t×2基)	50ｔ／5h	25ｔ／5h	20ｔ／5h (10t×2基)
処理方式	連続燃焼式ストーカ炉	縦型衝撃剪断回転式	剪断式	スクリュー式
竣　　工	昭和59年3月23日	昭和59年3月23日		昭和63年3月31日
建 設 費	6,787,837千円			238,200千円

（２）環境センター処分場

名　　称	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場
所 在 地	小牧市大字林1821番地3
敷地面積	184,158.09㎡（内訳：処分場162,734.05㎡保全用地21,424.04㎡）
埋立地面積	24,500㎡
埋立容量	293,900㎥
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立開始	平成10年4月30日
建 設 費	6,402,755千円

（３）小牧ヶ丘処分場跡地

名　　称	小牧岩倉衛生組合小牧ヶ丘処分場
所 在 地	小牧市大字大草5824番地4
敷地面積	36,100㎡（１期：16,900㎡　２期：19,200㎡）
埋立容量	722,000㎥（１期：338,000㎥　２期：384,000㎥）
埋立方法	セル方式
埋立開始	1期：昭和44年3月26日　2期：昭和56年12月4日
埋立終了	平成10年5月18日

６　リサイクルプラザ保有車両等（平成26年4月1日現在）

（１）ごみ関係

車　　種	積載量	台数	備　　考	用　　途
パッカー	2.85ｔ	1		燃やさないごみ収集用
	2.75ｔ	2		資源収集用
	2.15ｔ	1	BDF(1台)	粗大ごみ収集用
	2.00 ｔ	1		
	1.95ｔ	3		
	1.70ｔ	1		
ダンプ	3.25ｔ	1		資源収集用
	3.00ｔ	1		
	2.95ｔ	1	天然ガス(1台)	
	2.00ｔ	1		粗大ごみ・こまやか収集用
トラック	1.25ｔ	1		粗大ごみ・こまやか収集用
フックロール車	3.95ｔ	1		運搬用
軽トラック	0.35ｔ	1		

（２）し尿関係

車　　種	積載量	台数	備　　考	用　　途
汚泥搬送車	3.45ｔ	1	BDF	運搬用

第５　決算及び予算

１　平成 25 年度決算

（１）歳入

一般会計決算額		50,489,606 千円	比 率	備　　考
清掃関係決算額		2,827,484 千円	100.0%	一般会計に対する割合 5.6%
内訳	一 般 財 源	2,141,771 千円	75.7%	
	使用料及び手数料	26,972 千円	1.0%	
	国 庫 支 出 金	585,010 千円	20.7%	
	県 支 出 金	2,835 千円	0.1%	
	諸 収 入	70,896 千円	2.5%	

（２）歳出

一般会計決算額		48,630,147 千円	比 率	備　　考
清掃関係決算額		2,827,484 千円	100.0%	一般会計に対する割合 5.8%
内訳	環 境 対 策 費	14,677 千円	0.5%	小牧岩倉衛生組合負担金の金額及び清掃関係費に対する割合 1,596,813 千円 56.5%
	清 掃 総 務 費	153,617 千円	5.5%	
	ご み 処 理 費	2,230,677 千円	78.9%	
	し 尿 処 理 費	331,288 千円	11.7%	
	汚 泥 処 理 費	97,225 千円	3.4%	

２　平成 26 年度予算

（１）歳入

一般会計予算額		54,159,000 千円	比 率	備　　考
清掃関係予算額		3,076,933 千円	100.0%	一般会計に対する割合 5.7%
内訳	一 般 財 源	2,679,339 千円	87.1%	
	使用料及び手数料	31,062 千円	1.0%	
	国 庫 支 出 金	309,449 千円	10.0%	
	県 支 出 金	2,274 千円	0.1%	
	諸 収 入	54,269 千円	1.8%	

（２）歳出

一般会計予算額		54,159,000 千円	比 率	備　　考
清掃関係予算額		3,076,933 千円	100.0%	一般会計に対する割合 5.7%
内訳	環 境 対 策 費	21,322 千円	0.7%	小牧岩倉衛生組合負担金の金額及び清掃関係費に対する割合 1,419,598 千円 46.1%
	清 掃 総 務 費	179,784 千円	5.9%	
	ご み 処 理 費	2,102,612 千円	68.3%	
	し 尿 処 理 費	675,068 千円	21.9%	
	汚 泥 処 理 費	98,147 千円	3.2%	

第６　ごみ処理等

１　概　況

年々増大、多様化するごみを資源化及び環境衛生上支障のないよう処理するため、本市では収集運搬体制の整備と充実に努めるとともに、排出者である市民及び事業者に対して正しいごみの処理方法、ごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼び掛けてきたところであります。

本市のごみ処理は市全域を処理区域とし、収集は小牧市で、処理は小牧岩倉衛生組合で行っています。家庭から排出される一般廃棄物は、4 分別 17 種類に区分し、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源（古紙を除く）は指定袋によりステーションで、粗大ごみは有料戸別収集により収集しています。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物及び一時多量ごみは、小牧岩倉衛生組合処理施設へ自己搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集運搬を行っています。

２　処理体制（平成 26 年度 9 月 1 日現在）

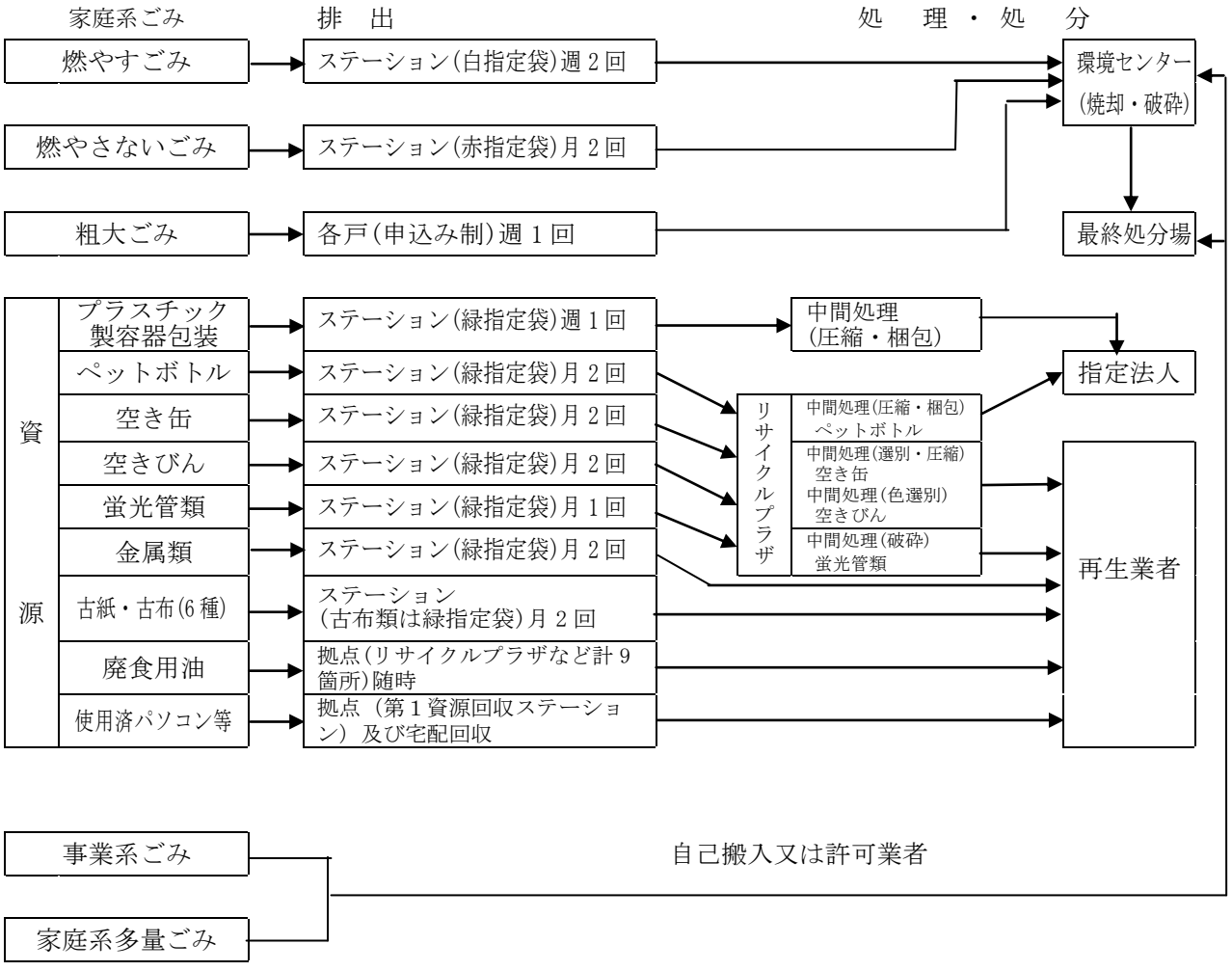

ごみの収集・処理量

（１）平成 25 年度ごみの収集・処理量　　単位：ｔ

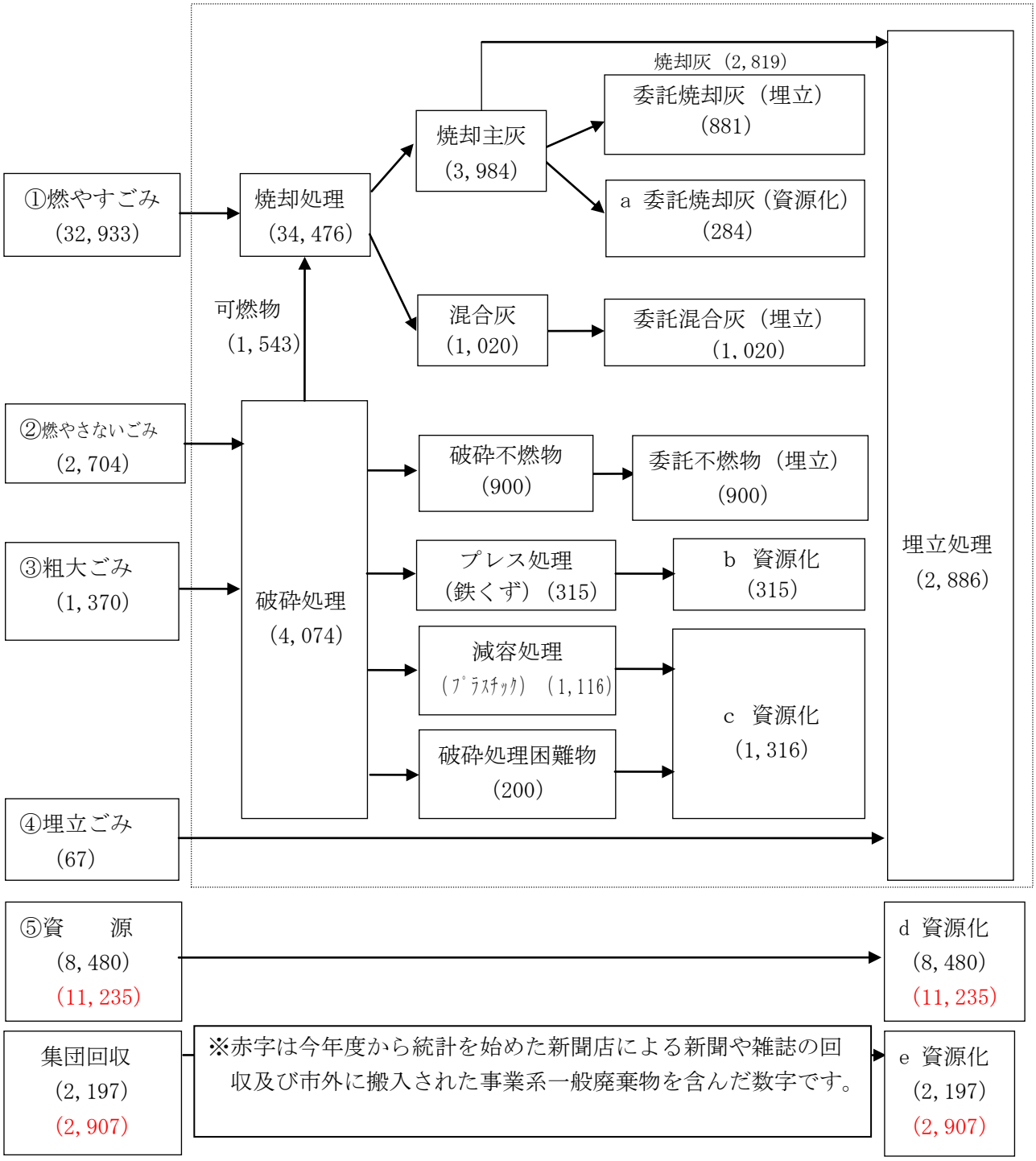

○総排出量：①＋②＋③＋④＋⑤　　＝ 45,554ｔ（48,309ｔ）
○資源化量：ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ＋ｅ　＝ 12,592　ｔ（16,057ｔ）

○リサイクル率：26.3％（資源化量／総排出量＋集団回収＝12,592／45,554＋2,197）
31.3％（資源化量／総排出量＋集団回収＝16,057／48,309＋2,907）

（２）ごみ収集量の推移

ア ごみの形態別収集量

単位：ｔ

区分＼年度		20	21	22	23	24	25
可燃ごみ	委　託	23,122	22,581	22,060	22,286	22,295	21,973
	許　可	15,438	10,878	11,118	11,387	11,200	10,688
	直　搬	625	714	694	659	487	272
	小　計	39,185	34,173	33,872	34,332	33,982	32,933
不燃ごみ	直　営(委託含)	2,970	2,829	2,812	2,835	2,737	2,592
	許　可	0	0	0	1	2	1
	直　搬	196	176	199	178	111	111
	小　計	3,166	3,005	3,011	3,014	2,850	2,704
粗大ごみ	直　営	278	308	318	319	347	407
	許　可	158	41	23	16	35	27
	直　搬	858	815	717	830	876	936
	小　計	1,294	1,164	1,058	1,164	1,258	1,370
埋立ごみ	許　可	0	0	0	0	0	0
	直　搬	206	7	82	11	11	67
	小　計	206	7	82	11	11	67
資源	直　営	1,502	1,449	1,405	1,403	1,393	1,366
	委　託	8,575	7,834	7,650	7,670	7,338	7,114
	小　計	10,077	9,283	9,055	9,073	8,731	8,480
合　計		53,928	47,632	47,078	47,594	46,832	45,554

イ 市民１人当たりのごみ排出量

区分＼年度		20	21	22	23	24	25
年間ごみ排出量【t】	家庭系ごみ	36,447	35,001	34,245	34,513	34,110	33,451
	（うち資源）	(10,077)	(9,283)	(9,055)	(9,073)	(8,731)	(8,480)
	事業系ごみ	17,481	12,632	12,833	13,081	12,722	12,103
	事業系資源	-	-	-	-	-	2,755
	合　　計	53,928	47,632	47,078	47,594	46,832	45,554 (48,309)
人口（年度末）【人】		153,581	153,371	153,507	153,344	153,170	153,303
世帯数（年度末）【世帯】		61,478	61,745	62,210	62,758	63,168	63,829
１日当たり排出量【t】		148	130	129	130	128	125
１人１日当たり【g】	家庭系ごみ	650	625	612	615	610	598
	事業系ごみ	312	226	29	233	228	216
	ごみ全体	962	851	840	848	838	814

ウ ごみ排出量と人口との比較

（３）再資源化率の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25
再資源化率(%)	27.9	27.8	28.2	27.3	27.0	26.2	26.3 (31.3)

※（）内は事業系資源及び新聞店回収分を含んで算出した値

（４）燃やすごみ組成分類結果（乾ベース、年平均）

単位：％

区分＼年度	21	22	23	24	25	平均（過去５年）
紙・布類	60.95	56.23	69.55	60.83	54.62	60.44
合成樹脂	11.95	12.55	12.75	12.98	9.57	11.96
木・竹・わら類	2.90	4.18	5.55	5.10	5.78	4.70
厨芥類	21.55	20.48	10.13	18.65	28.70	19.90
不燃物	1.43	4.30	0.25	2.13	1.10	1.84
その他	1.23	2.26	1.75	0.33	0.23	1.16

※小牧岩倉衛生組合環境センター「ごみ成分組成分類結果」による

（５）燃やさないごみ組成分類結果（乾ベース）

小牧市ごみ処理基本計画の策定の際の基礎資料とするため、平成２６年６月に市内のごみ集積場から燃やさないごみを約４００kg収集し、それぞれ品目ごとに重量、容積を計量し割合を算出した。

実施日：平成２６年６月１９日（木）

区分	品目別	重量（kg）	容積（L）	重量割合（%）	容積割合（%）
燃やすごみ	木・竹・ワラ類	16.13	155.37	4.01%	3.74%
	その他可燃物	11.31	50.44	2.81%	1.21%
燃やさないごみ	プラスチック製品	145.51	2,102.55	36.17%	50.56%
	ゴム・皮革製品	40.94	280.49	10.18%	6.75%
	ガラス・陶器類	44.93	90.81	11.17%	2.18%
	その他不燃物	43.62	245.16	10.84%	5.90%
資源	金属・小型家電	35.28	365.22	8.77%	8.78%
	紙・布類	53.08	803.09	13.19%	19.31%
	その他資源	3.59	36.94	0.89%	0.89%
その他	有害ごみ等	7.90	28.25	1.96%	0.68%
合計		402.29	4,158.32	100.00%	100.00%

４　犬猫等の死体処理

単位：体

区分＼年度	18	19	20	21	22	23	24	25
有　料	606	574	536	561	550	615	556	606
無　料	967	973	860	927	963	994	977	944
合　計	1,573	1,547	1,396	1,488	1,513	1,609	1,533	1,550

５　指定ごみ袋（平成 15 年 4 月～）

区　　分	色	材　　質	大　　き　　さ	小売上限価格（税抜き）
燃やすごみ用	無色	高密度ポリエチレン（炭カル 20%含有）	小 10 ﾘｯﾄﾙ　500×300×0.03	7 円/枚
			中 30 ﾘｯﾄﾙ　700×500×0.03	10 円/枚
燃やさないごみ用	赤	低密度ポリエチレン	小 10 ﾘｯﾄﾙ　500×300×0.03	7 円/枚
			中 30 ﾘｯﾄﾙ　700×500×0.03	10 円/枚
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　800×650×0.03	14 円/枚
資　源　用	緑	低密度ポリエチレン	小 10 ﾘｯﾄﾙ　500×300×0.03	7 円/枚
			中 30 ﾘｯﾄﾙ　700×500×0.03	10 円/枚
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　800×650×0.03	14 円/枚

６　ごみ集積場

（１）ごみ集積場設置数　　平成 26 年 4 月 1 日現在

種　　類	設　置　数	基　　準
燃やすごみ集積場所	2,936 箇所	20 戸に 1 箇所。0.15 ㎡/戸
資源回収場所	1,751 箇所	50 戸に 1 箇所。0.15 ㎡/戸
（内 古紙・古布、蛍光管類）	（988 箇所）	

（２）ごみ集積場整備費補助事業

地域住民の衛生生活の向上とまちの美化を図るため、ごみ集積場の整備を行う区に補助を行う。

平成 19 年度よりごみの集積場への不法投棄を未然に防止するための監視カメラ購入の補助を行っている。（1 区あたり 1 年度につき 1 回）

○ 事業費の 4/5 以内で、上限（集積場 300,000 円・看板 30,000 円・監視カメラ 300,000 円）

年度／区分	21	22	23	24	25
区　　数	25（1）	22	16（1）	21（1）	16（1）
補助金(円)	5,043,683（298,200）	4,763,789	6,172,606（300,000）	6,745,209（300,000）	6,541,719（106,640）

※（　）内の数値は、監視カメラ補助区数及び補助金額

（３）ごみ集積場維持管理費交付金事業

行政区内の全域で分別収集に協力し、ごみ集積場を維持管理している行政区に対し交付金を交付する。

○ 均等割：30,000 円／区

○ 世帯割：100 円／世帯（平成 18 年度まで 50 円/世帯）

世帯数基準日：10 月 1 日

区分＼年度	21	22	23	24	25
区　　数	126	128	128	129	128
交付金(円)	8,927,800	8,996,800	9,029,200	9,123,800	9,121,700

（4）ごみ集積場管理用資材支給事業

ごみ集積場の管理用資材として行政区等へカラスネット、クリーン推進員腕章、指定袋、雨よけシート、看板の支給を行う。

単位：個

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
カラスネット	404	581	628	701	963	894
腕　　章	80	45	48	54	40	76

7　不法投棄防止啓発事業

（1）不法投棄監視カメラ貸出事業（平成 18 年 6 月～）

不法投棄監視カメラ 11 台を特別収集の頻繁なごみ集積場や、不法投棄の頻繁な公共用地へ設置し、不法投棄の未然防止を図る。

単位：件

項目＼年度	19	20	21	22	23	24	25
設置件数(延べ)	46	43	44	52	48	51	40

（2）不法投棄防止回転灯の設置（平成 21 年 8 月～）

不法投棄が頻繁な道路等の公共場所へ回転灯を設置し、不法投棄の未然防止を図っている。

8　不法投棄処理

（1）小牧岩倉衛生組合環境センター搬入量

公共用地等に不法投棄された投棄物を環境センターに搬入した量

単位：kg

項目＼年度	20	21	22	23	24	25
搬入量	103,640	87,660	78,480	54,040	60,420	59,320

（2）不法投棄廃家電収集量

公共用地等に不法投棄された廃家電の収集量

単位：台

品目＼年度	20	21	22	23	24	25
テレビ	165	148	215	200	146	135
冷蔵庫	50	57	44	21	23	37
洗濯機	38	33	12	6	6	19
エアコン	4	4	2	4	0	1

9　エコハートショップ認定制度（平成 19 年 1 月～）

ごみの減量や環境にやさしい取り組みをしている市内のお店（販売店）を「エコハートショップ」として認定する。

年　度	認　定　店　舗	
18	アピタ小牧店	マックスバリュ小牧堀の内店
	㈱S.S.V 西友味岡店	㈱栗田商会小牧営業所
19	㈱ダスキン塚原	アル・プラザ小牧
	アピタ桃花台店	イオン㈱ジャスコ
20	パスポート小牧店	サカエヤ食料品店
	アオキスーパー小牧店	酒やビック小牧味岡店
21	ビッグリブ小牧店	御菓子所㈲武野屋
	問屋スーパーサント	㈱清水屋小牧店
22	ホームセンターバロー桃花台店	カインズホーム小牧店

10　こまやか収集（平成 17 年 4 月～）

家庭から排出されるごみ及び資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等の世帯に対し、ごみ等の排出の支援を図るために戸別収集を実施する。

単位：世帯

項目＼年度	20	21	22	23	24	25
実施世帯数	80	78	73	82	89	112

11　廃棄物減量等推進審議会（平成 20 年度～ ※平成 12～19 年度：廃棄物減量等推進協議会）

廃棄物の減量及び再資源化の促進を図り、もって循環型社会を形成することを目的に設置。

（1）審議事項

・一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること。
・廃棄物の減量及び再利用等の推進に関すること。
・その他市長が必要と認める事項

（2）委員

・20 人
（区長会 6 人、各種団体 6 人、事業者 3 人、学識経験者 1 人、市民公募 4 人）

（3）平成 25 年度会議内容

回数	開催日	内　容
第 1 回	5 月 27 日	・目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について ・小牧市分別収集計画（案）について
第 2 回	7 月 25 日	・平成 26 年度一般廃棄物処理実施計画（案）について ・経営分析の結果報告と今後の方針について

第3回	8月9日	・経営分析の結果報告と今後の方針について
第4回	2月18日	・平成26年度一般廃棄物処理実施計画（案）について ・資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について

12　ごみ減量・再資源化

（1）啓発指導事業

ア　刊行物の発行

「資源・ごみの分け方と出し方」、「資源・ごみ収集カレンダー」を作成し、正しい分け方や出し方を啓発しマナーの徹底を図っている。

名　　称	仕　　様	数	備　　考
資源・ごみ収集カレンダー	A3カラー両面24種類	82,350部	全戸配布
環境センター爆発事故啓発チラシ	A4カラー両面	56,000部	全戸配布
雑がみ分別啓発チラシ	A4カラー両面	38,000部	全戸配布

イ　小学校4年生社会科学習資料（平成7年度～）

小学校4年生が社会科の授業の中で「ごみ」について学習するときに、教材を通してごみの減量と資源のリサイクルの必要性を学ぶ。

名　　称	仕　　様	数	備　　考
私たちのくらしとごみ	A4カラー20ページ	1,600部	

ウ　出前講座（平成8年度～）

生涯学習まちづくり出前講座の講座としての「ごみ減量化対策について」に対して、職員を講師として派遣している。

単位：回、人

項目＼年度	20	21	22	23	24	25
開　催　回　数	4	10	11	15	18	12
受講者数(延べ)	110	393	551	533	935	583

エ　行事への参加

イベント（環境フェア、小牧市民まつり等）に参加し、ごみ減量の啓発を行う。

オ　地元説明会等

分別排出方法の周知や地元での諸問題等を把握するため、各行政区等から依頼を受け職員を派遣する。

カ　小中学校総合学習への職員派遣等

小中学校から依頼を受け、総合学習や環境学習への職員の派遣や来庁した生徒にごみ減量について話をする。

キ　ごみ集積場での分別・排出指導（平成 15 年 4 月から随時実施）

職員が各行政区のごみ集積場へ出向き、排出者に対し分別指導を行う。

平成 20 年 5 月より廃棄物排出指導員を配置し、分別・排出指導のさらなる強化を図っている。

単位：件

項目＼年度	21	22	23	24	25
分別指導件数	87	179	279	133	132
調 査 件 数	132	321	229	243	257

ク　事業者への訪問指導

多量排出事業者（1 日のごみの平均排出量 100 kg超）への減量計画書や特定業種へのごみ排出方法に関するアンケート調査を行い、その結果に基づき事業者へ訪問指導する。

平成 20 年 5 月より廃棄物排出指導員を配置し、分別・排出指導のさらなる強化を図っている。

単位：件

項目＼年度	19	20	21	22	23	24	25
訪問指導件数	25	386	355	267	364	99	48

ケ　「資源・ごみの分け方と出し方」啓発用 DVD・ビデオの活用(平成 19 年度～)

市の廃棄物問題やごみの分別方法、3R の必要性等について 5 カ国語（ポルトガル、スペイン、中国、英、日本語）でわかりやすくまとめた DVD 及びビデオを作成し、行政区、小・中学校、外国人雇用の多い企業等への配布、図書館等での貸出しを行うとともに、出前講座で市民への説明資料として活用する。

単位：枚

項目＼配布先	行政区	小・中学校	リサイクルプラザ	図書館等	環境センター	企業等	他自治体	計
配布枚数	129	25	2	9	1	9	6	181

単位：件

項目＼年度	23	24	25
DVD 等貸出件数	11 （廃対課 3、図書館等 8）	9 （廃対課 9）	15 （廃対課 13、図書館等 2）

コ　小牧市ごみ収集日情報配信サービス（平成 24 年 6 月～）

メールサービスに登録した市民に、ごみ収集日をお知らせしたり、災害非常時のごみ収集の周知を行う。

単位：件

年　度	携帯電話・ＰＣ	ｉコンシェルン	両方登録
24	574	67	24
25	792	76	21

（２）感謝状贈呈

ア　資源回収貢献団体感謝状贈呈（平成 19 年度～）

資源回収に顕著な功績を上げた団体に感謝状を贈呈する。

14 年度	名鉄シーアイ子供会	ラビデンスチャレンジ隊子ども会	竹の子子供会	小牧市身体障害者福祉協会
(8 団体)	北外山県住子ども会	小牧市立第一幼稚園育母会	東町子供会	大輪子供会
15 年度	東新町子供会	米野子供会	寺浦子供会	向町子ども会
(8 団体)	北里中学校 PTA	すずかけ共同作業所	エコセイバー	北里小学校 PTA
16 年度	堀の内子供会	西町子供会	大新田子ども会	小牧市立一色小学校
(7 団体)	小牧南小学校 PTA	郷中区会	スカイステージ 33 管理組合資源回収委員会	
17 年度	小牧原中屋敷子ども会	春日寺青空子供会	下小針子ども会	篠岡小学校 PTA
(6 団体)	大城小学校 PTA	村中小学校 PTA		
18 年度	北官舎子ども会	下之町子ども会	多気子ども会	懐子ども会
(8 団体)	陶小学校 PTA	桃陵中学校	三ツ渕小学校 PTA	あおぞら幼稚園
19 年度	市之久田子ども会	南外山子ども会	御屋敷子ども会	上新町子ども会
(13 団体)	藤島子ども会	小牧原西屋敷子ども会	スペクトル舟津子ども会	小牧原小学校
	桃ヶ丘小学校 PTA	小牧西中学校 PTA	こまきねっと資源を考える会	
	小木上区会	桜井区資源ごみ回収団体クリーン桜井		
20 年度	とみづか子ども会	原壮会	小木小学校 PTA	安田子供会
(13 団体)	林ニューサンディーズ	アザレア作業所	応時中学校	味岡小学校 PTA
	本庄小学校 PTA	光ヶ丘小学校 PTA	岩崎中学校	藤島エンゼル子供会
	常普請子供会			
21 年度	千歳会	北外山子供会イトーピア分会	二重堀子供会	南岩崎台子ども会
(13 団体)	東田中県住仲よし子供会	大井区会	ダイナース小牧	小針入鹿新田子供会
	小牧市立篠岡中学校 PTA	桜井子ども会	小木中子供会	片町子供会
	光ヶ丘中学校 PTA			
22 年度	野口子供会	桃ヶ丘たいよう子供会	高根子ども会	篠岡三丁目子供会
(14 団体)	西之島子ども会	小針子供会	ランディア子供会	間々原子ども会
	小木下子ども会	小木上子供会	田県西子供会	村中子ども会
	御屋敷親睦会	北外山婦人会		
23 年度	竹の子子供会	小牧原南区子ども会	東町子供会	寺浦子供会
(14 団体)	北里小学校 PTA	北里中学校 PTA	北外山県住子ども会	米野子ども会
	小牧市身体障害者福祉協会	大輪子供会	小牧市立第一幼稚園育母会	東新町子供会
	エコセイバー	すずかけ共同作業所		
24 年度	春日寺青空子ども会	西町子ども会	大新田子供会	堀の内子ども会
(13 団体)	篠岡小学校 PTA	大城小学校 PTA	小牧南小学校 PTA	下小針子ども会
	小牧原中屋敷子ども会	小牧市村中小学校 PTA	小牧市立一色小学校	郷中区会
	スカイステージ 33 管 理組合資源回収委員会			
25 年度	小牧市本庄小学校児童会	中町子供会	岩崎東区環境部会	
(3 団体)				

※平成 18 年度までは表彰

イ　ごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈（平成 19 年度～）

ごみ集積場の美化及び、ごみの分別減量の推進に顕著な功績を上げた団体に感謝状を贈呈する。※平成 18 年度までは表彰

14 年度	桃花台区長会、小木上区
15 年度	池之内区、田県西区、三ッ渕原団地区
17 年度	多気上区、多気下区、文津区、上新町区
18 年度	小木下区、桜井区
19 年度	岩崎県住第 1 区、岩崎県住第 2 区、岩崎県住第 3 区、岩崎県住第 4 区、田県東区、南外山区、久保一色中北区
20 年度	市之久田区、久保山団地区、藤島団地区、南岩崎台区、野口区、久保一色中南区、常普請区
21 年度	春日寺区、北外山県住区、元町区、スペクトル舟津区、小松寺団地区、久保一色新田区、久保区
22 年度	安田区、河内屋区、たがた苑区、久保一色本田区、桃ヶ丘第 2 区、小針入鹿新田区
23 年度	東海区、みどり台区、山北区、ｶﾞｰﾃﾞﾝﾋﾙｽﾞ本庄区、ｶﾞｰﾃﾞﾝ岩崎区、とみづか区
24 年度	下之町区、中町区、タウン本庄区、久保一色寺前区、古雅第 1 区、篠岡第 2 区、城山第 5 区
25 年度	北外山区、竹林区、小牧原南区、懐区、大新田区、寺浦区、門前町区、間々原区、下末区、大草西区、小牧ヶ丘区、古雅第 4 区、桃ヶ丘第 1 区、篠岡第 3 区、光ヶ丘第 1 区、光ヶ丘第 2 区、城山第 1 区、城山第 4 区、藤島区、梵天藤栄区

（3）再資源化事業

ア　資源回収量

単位：t

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
資　源	10,077	9,283	9,055	9,073	8,731	8,480 (11,235)
破砕施設等資源化	3,156	2,433	2,068	2,153	1,896	1,915
集団回収	2,471	2,382	2,394	2,239	2,212	2,197 (2,907)
合　計	15,704	14,098	14,558	13,465	12,839	12,592 (16,057)

※（）内は事業系資源及び新聞店回収分を含んで算出した値

イ　資源回収ステーション利用者数

資源回収ステーション（小牧原新田）

単位：人

年　度	16～17	18	19	20	21	22	23	24	25	累計
利用者数	19,440	26,103	35,498	44,791	51,419	53,723	56,170	57,004	60,154	404,302

第 2 資源回収ステーション（光ヶ丘）

単位：人

年　度	21	22	23	累計
利用者数	4,848	7,936	1,355	14,139

ウ　資源分別収集事業（昭和 59 年 7 月～）

単位：t

区分＼年度		20	21	22	23	24	25
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装		2,171.81	2,102.82	2,142.80	2,182.67	2,194.40	2,257.77
空きびん		922.24	861.75	843.95	845.97	831.38	802.14
スチール缶		134.03	128.71	120.28	121.60	118.24	109.20
アルミ缶		96.17	102.23	86.16	99.10	101.75	101.94
ペットボトル		349.24	338.53	338.39	321.49	327.17	336.83
古紙	新聞	2,689.02	2,208.52	2,131.60	2,099.20	1,912.79	1,753.71
	雑誌	1,479.15	1,403.09	1,378.99	1,384.73	1,304.81	1,229.69
	段ボール	863.47	830.58	778.60	768.60	720.80	709.20
	雑がみ	525.46	546.50	516.23	495.16	461.26	437.03
	紙パック	19.07	19.48	18.86	17.94	17.52	16.72
古布		526.53	462.13	459.10	483.75	436.69	422.48
金属類		283.44	261.10	224.21	237.64	289.83	287.70
蛍光管類		17.17	17.54	16.27	15.56	14.58	15.47
合　計		10,076.80	9,282.98	9,055.44	9,073.41	8,731.22	8,479.88

エ　廃食用油（天ぷら油）回収事業（平成 18 年 4 月～）

各家庭や学校給食センター・小中学校・保育園で排出される使用済み食用油をリサイクルプラザや資源回収ステーション等で回収。バイオディーゼル燃料に精製し、平成 18 年 6 月よりその燃料をごみ収集車等に利用している。

単位：ℓ

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
給食センター	9,715	8,750	13,240	13,635	13,650	13,520
小中学校	4,080	4,095	－	－	－	－
保育園	1,395	1,446	1,070	1,030	1,360	1,200
資源回収ステーション等	10,920	13,335	16,055	16,960	18,730	18,000
回収量合計	26,110	27,626	30,365	31,625	33,740	32,720
使用量	9,600	5,850	5,650	4,700	5,100	3,330

オ　資源回収事業奨励金交付事業（平成 9 年 4 月～）

子ども会、PTA など各種団体による古新聞等の資源回収の実施は、ごみの減量・

再資源化のみならず、地域コミュニティの育成に役立っている。ごみの減量・再資源化を一層推進するため、資源回収登録団体に5円/kg(平成14年4月1日から、逆有償の場合は、2円/kgを限度として逆有償分を加算できる)奨励金を交付している。

単位：t

区分／年度	実施団体数	古紙類	古布類	空き缶	合　計	奨励金額(円)
20	92	2,321.455	51.710	31.078	2,404.243	12,021,555
21	88	2,235.438	53.561	32.100	2,321.099	11,605,495
22	91	2,249.275	54.816	32.076	2,336.167	11,712,235
23	88	2,095.203	56.857	31,869	2,183,929	10,919,645
24	90	2,069.699	54.833	32.993	2,157.525	10,791,757
25	97	2,052.743	54.668	35.195	2,142.606	10,719,666

カ　資源倉庫貸与事業（平成13年度）

資源回収団体の活動への支援のモデルとして、資源回収団体が回収した資源の一時保管用に、13行政区へ倉庫を貸与した。

【13行政区内訳】

小木上区、米野区、村中区、東田中県住区、郷中区、大山区、下小針区
篠岡一丁目区、小松寺区、三ッ渕区、堀の内区、岩崎区、東新町区

（4）排出抑制事業

ア　生ごみ堆肥化事業＜生ごみ堆肥化容器貸与事業＞（平成7年4月～）

平成5年度にモデル地区で行ったコンポスト容器貸与事業を全市に拡大し、コンポスト容器を市民に対して無償で貸与し、生ごみの自家処理を推進している。なお、平成11年度から密閉容器も貸与の対象に追加した。

コンポスト容器貸与状況　　単位：世帯、基

区分／年度	5～19	20	21	22	23	24	25	累　計
世帯数	7,184	157	174	141	157	86	102	8,001
基　数	11,821	198	243	237	219	119	153	12,989

密閉容器貸与状況　　単位：世帯、基

区分／年度	5～19	20	21	22	23	24	25	累　計
世帯数	1,215	86	110	65	57	45	75	1,653
基　数	2,186	141	179	132	93	68	117	2,916

イ　家庭用生ごみ処理機購入費補助事業（平成 11 年 5 月～）

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、市民が生ごみ処理機を購入した場合に購入費の 5 分の 3（上限 3 万円）を補助している。

※平成 18 年度までは購入費の 2 分の 1（上限 2 万円）を補助

家庭用生ごみ処理機購入費補助台数

単位：台

区分＼年度	11～19	20	21	22	23	24	25	累　計
台　数	1,761	128	96	53	30	40	47	2,155

ウ　共同住宅等生ごみ処理機設置費補助事業（平成 15 年 2 月～）

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、集団で処理する処理機を購入した場合に、購入費の 2 分の 1 以内で（上限は 2 万円×総戸数）を補助している。

単位：件、世帯

区分＼年度	15
件　数	1
世帯数	109

エ　家庭用剪定枝粉砕機貸出事業（平成 22 年 6 月～）

剪定枝粉砕機を市民に対して無償で貸与することにより、剪定枝の有効利用を促進し、燃やすごみの減量及び資源化を推進している。

単位：件

区分＼年度	22	23	24	25
件　数(件)	87	91	71	64
処理量(kg)	7,530	7,800	6,440	5,460

オ　リサイクルデータバンク設置事業（平成 7 年 12 月～）

市民からの申込みによりリサイクルデータバンクに品目の登録をし、「あげます」、「求めます」の紹介を行い、不用品の交換の促進を図っている。

単位：件

区分＼年度	19	20	21	22	23	24	25
「あげます」	102	141	113	104	71	57	43
「求めます」	186	209	183	169	130	119	94
成　　立	80	95	85	63	33	40	28

カ　子ども服リユース事業（平成 24 年 6 月～）

3R を推進し、ごみの減量化を図るとともに、親子や地域との絆を深め、子育て支援に繋がることを目的とする。

単位：枚、人

年度	古着入庫			古着出庫		
	利用人数	子ども服	マタニティ	利用人数	子ども服	マタニティ
24	931	15,613	623	3,676	12,781	261
25	1,324	21,581	816	6,110	19,711	751

第７　環境美化

1　快適で清潔なまちづくり協議会（平成 20 年度～　※平成 9～19 年度：小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止推進協議会）

（１）協議事項

・地域環境の保全及び美化の促進に関する事項
・その他市長が必要と認める事項

（２）委員

・20 人（市議会議員、地域、事業者、各種団体の代表者）

（３）平成 25 年度会議内容

第 1 回（8/20）
・副会長の選出について
・ごみ散乱防止市民行動の日について
・表彰状・感謝状贈呈団体の選定について
・路上喫煙禁止区域について

第 2 回（2/7）
・平成 25 年度快適で清潔なまちづくり推進事業報告について
・平成 26 年度快適で清潔なまちづくり推進事業事業計画（案）について
・小牧山美化活動について

（４）顕彰

市民のうちで、ごみの散乱防止に貢献し、その功績が顕著なもの並びに模範と認められるものに対し表彰状･感謝状を贈呈する。

15 年度	感謝状	桃花台区長会、ボーイスカウト小牧第１団
16 年度	感謝状	米野さわやか会、原壮会、小牧ライオンズクラブ
17 年度	感謝状	村瀬　二郎
18 年度	感謝状	グラウンドワーク小牧、オムロン㈱小牧車載事業所
19 年度	感謝状	佐藤　輝久、久保山団地お助けマン、三菱重工㈱名誘
20 年度	感謝状	トラックターミナル運営員会、イオン㈱ジャスコ小牧店
21 年度	感謝状	三ツ星ベルト㈱名古屋工場、多気交友会、タウン本庄いきいきクラブ
22 年度	感謝状	上之町子供会、小松寺の環境を良くする会

23 年度	感謝状	ひろおう会、愛林会、小牧ヶ丘翌檜会
24 年度	感謝状	安田子ども会、下末米寿会
	表彰状	米野さわやか会
25 年度	感謝状	間々区クリーンボランティア、野口おそうじ隊、中南ボランティアクラブ

２　こまき環境保全推進員（平成 20 年度～　※平成 19 年度以前：衛生委員）

市内全区にこまき環境保全推進員を委嘱して、地域における環境美化の推進を図っている。※平成 25 年度：128 人

３　快適で清潔なまちづくり推進事業

（１）環境美化パトロール員の配置

平成 20 年 5 月より環境美化パトロール員 4 人を配置し、市内のパトロール及び散乱ごみの回収、路上喫煙禁止区域での調査等を行っている。

（２）クリーンアップ事業（平成 15 年度～）

市・市民及び事業所が、それぞれの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図った。

単位：人

項目＼年度	21	22	23	24	25
参加人数(延べ)	67,628	66,792	68,681	69,936	77,221

ア　こまきクリーンアップ活動

ポイ捨てによる散乱ごみの収集活動を行う 10 人以上で構成された団体(事業所)等にごみ袋を配布し、美化活動の推進を図っている。

単位：人

項目＼年度	21	22	23	24	25
参加人数(延べ)	25,748	24,492	25,305	22,806	21,930

ボランティア袋（大　H15 年 6 月～　小　H23 年 11 月～）

ボランティアによる清掃活動で、腐敗や汚れがあり資源化に適さない資源品目を同袋で排出できるようにした袋。

区　分	色	材　質	大　き　さ
ボランティア用	黄	リニアポリエチレン	小 10 ﾘｯﾄﾙ　500×300×0.03
			大 45 ﾘｯﾄﾙ　800×650×0.03

イ　ごみ散乱防止重点地域の清掃

平成 18 年 4 月にトラックターミナルとその周辺をごみ散乱防止重点地域に指定し、地域住民や事業所が連携して定期的に清掃活動を行っている。

単位：人

項目＼年度	21	22	23	24	25
参加人数(延べ)	700	450	450	450	250

ごみ散乱防止重点地域図

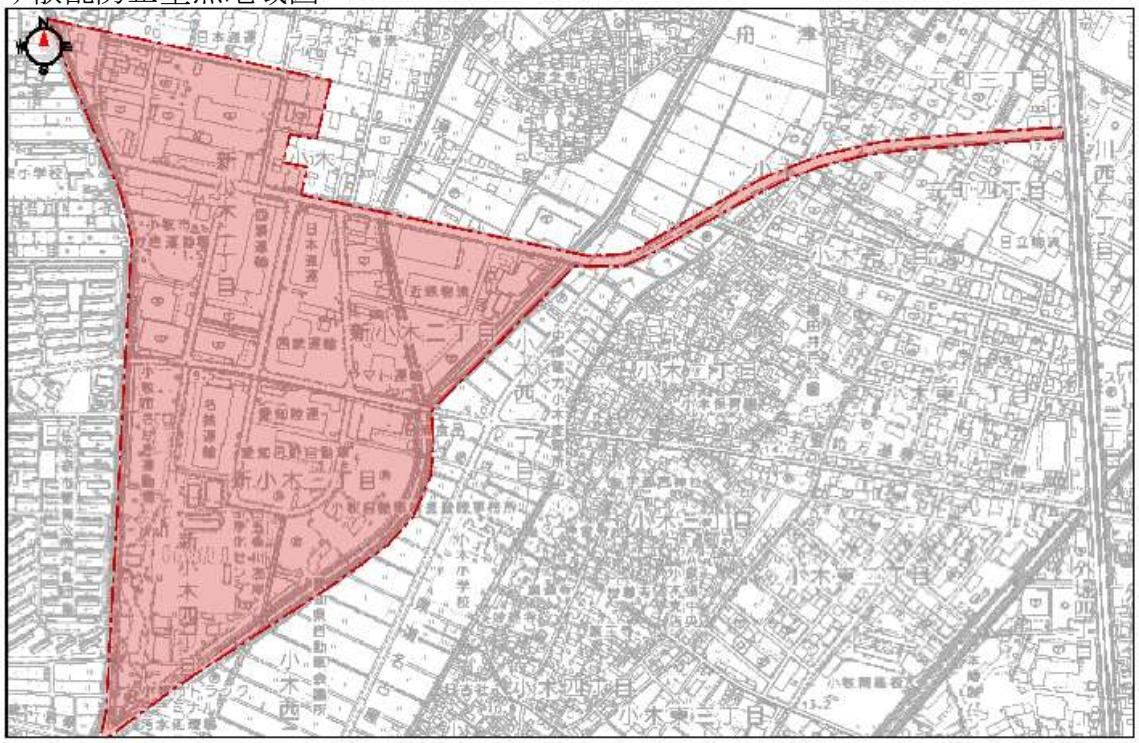

ウ　地区大掃除

地区住民が協働して、地区内のポイ捨てごみの回収や側溝の掃除を行う。

単位：人

項目＼年度	21	22	23	24	25
参加人数(延べ)	39,180	40,500	41,696	46,080	53,741

エ　小牧山美化活動

市・市民・事業所が協働で、市のシンボルである小牧山の清掃活動を行う。

単位：人

項目＼年度	21	22	23	24	25
参加人数(延べ)	750	700	750	雨天中止	750

オ　ごみ散乱防止市民行動の日

「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき「ごみ散乱防止市民行動の日」を定め、式典の開催及び「ポイ捨てをやめてきれいなまちづくり」を PR しながら市民会館周辺の散乱ごみを回収する。

単位：人

項目＼年度	21	22	23	24	25
参加人数(延べ)	1,250	650	480	600	550

（3）犬のふん放置対策　イエローカード作戦

市民の環境美化意識が高まる中、地域では、マナーの悪い犬の飼い主によるふんの放置が問題になっている。そこで、飼い主の心理に訴えかけ、ふんの放置をなくすことを目的として実施している。

単位：団体、人

項目＼年度	25
実施団体数	2
登録者数	9

（4）路上喫煙禁止区域の巡回・指導

「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき、平成 20 年 12 月に小牧駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、環境美化パトロール員により巡回・指導を行っている。

単位：日、人

項目＼年度	21	22	23	24	25
巡回日数	182	192	215	227	224
被指導人数	100	54	33	36	21

（5）啓発看板の配付

「ごみのポイ捨て禁止」「ペットのふんの放置禁止」「落書き禁止」等の各種啓発看板作成し、希望する市民に配付している。

４　アダプトプログラム推進事業（平成 17 年度～）

市内の道路、河川等の公共施設を市民が里親となって愛情と責任をもって定期的に清掃することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市の協働による環境美化を推進する。

単位：人、団体、個人

項目＼年度	21	22	23	24	25
登録者数	1,204	1,331	1,410	2,136	2,274
（うち、団体数）	32	36	39	41	44
（うち、個人）	4	4	4	4	4

第８　リサイクルプラザ啓発事業

リサイクルハウスでは、家庭から出た資源ごみを再資源化するための作業現場を見学。プラザハウスでは、リサイクルや環境について楽しく学んでいただくため、様々な情報受発信や啓発活動を実施している。

（１）リサイクルプラザ利用状況

ア　見学者数

単位：人

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
大　　人	3,704	4,237	4,538	4,594	4,542	6,974
子　　供	2,075	1,871	1,783	1,841	1,405	2,876
合　　計	5,779	6,108	6,321	6,435	5,947	9,850

イ　リサイクル体験教室利用者数

トンボ玉作り、サンドブラスト体験、紙すき体験の他に、定期・特別体験教室及び廃油石けん作りを実施している。

単位：人

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
とんぼ玉	557	613	398	378	271	207
サンドブラスト	709	515	544	505	421	423
紙すき	1,945	1,974	1,566	1,449	1,478	1,309
定期体験教室	147	171	119	141	69	115
特別体験教室	614	594	590	459	292	487
石けん作り	188	138	137	94	93	117
その他体験	103	72	57	56	62	56
合　　計	4,263	4,077	3,411	3,082	2,686	2,714

ウ　修理再生品の展示

粗大ごみで出された家具・自転車を修理して展示し希望者に無料で譲渡している。

単位：個

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
家　　具	53	54	55	60	58	34
自　転　車	36	36	36	36	36	36
合　　計	89	90	91	96	94	70

エ　おもちゃ病院の開設

壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院を開設している。（毎月第一日曜日）

単位：回

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
おもちゃ病院「トイトイ」	12	11	11	11	12	12

オ　古着・古本リユースコーナー（平成 18 年 4 月～）

市民の方から提供していただいた古着・古本を無償で提供している。常設コーナーのほか、年 2 回夏と秋にリユースデーとして、提供していただいたもの全てをホールに展示、提供するイベントを実施している。

単位：着・冊

区分＼年度	20	21	22	23	24	25
古着　入庫	2,345	2,837	4,140	4,495	2,713	3,786
出庫	2,213	2,540	3,610	4,976	4,772	2,673
在庫	2,015	2,312	2,842	2,361	302	1,113
古本　入庫	1,489	1,428	2,005	2,170	1,968	1,643
出庫	1,203	1,184	2,789	2,684	1,481	1,165
在庫	3,510	3,754	2,970	2,456	2,943	3,421

第９　し尿処理等

１　概況

本市のし尿については、近年における公共下水道の整備と浄化槽の普及により、その処理量は年々減少しています。

現在、収集は、くみ取り区域ごとに市の許可を受けたくみ取り業者が行い小牧市クリーンセンターにおいて処理しています。浄化槽汚泥は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が収集し、小牧市し尿浄化槽処理施設において処理しています。

２　し尿処理量の推移

単位：kl

区分＼年度		19	20	21	22	23	24	25
収集量	し　尿	5,532	5,297	5,307	5,028	4,633	4,329	4,189
	浄化槽汚泥	15,028	15,256	15,785	15,053	15,321	16,718	15,999
	合　計	20,560	20,553	21,092	20,081	19,954	21,047	20,188
処理量	施設処理	20,560	20,553	21,092	20,081	19,954	21,047	20,188

３　浄化槽設置基数

単位：基

区分＼年度	19	20	21	22	23	24	25
単独処理	13,364	13,314	13,310	11,399	11,388	11,319	11,251
合併処理	2,689	2,970	3,130	3,126	3,299	3,429	3,560
合　計	16,053	16,284	16,440	14,525	14,687	14,748	14,811

４　処理対象人口の推移

単位：人

区分＼年度		19	20	21	22	23	24	25
行政区域内人口		153,495	153,581	153,371	153,507	153,344	153,170	153,303
計画収集人口		7,251	6,479	6,491	6,187	5,666	5,295	5,123
水洗化人口	公共下水道によるもの	98,698	101,256	102,277	104,532	105,582	108,011	109,826
	浄化槽によるもの	47,546	45,846	44,603	42,788	42,096	39,864	38,354

第１０　処理業者一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）

１　一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

No.	業　者　名	代 表 者 名	所　在　地	電話番号	備　考
1	大和エネルフ㈱	峠　貴斗	春日井市神屋町 2298-347	88-0010	H26.4.1（更新）
2	第一環境㈱	堂園　ミツヨ	小牧市久保一色南二丁目 120	72-2300	H26.4.1（更新）
3	東海装備㈱	伊藤　俊三	名古屋市瑞穂区大喜町 5 丁目 17 (事)名古屋市中川区吉津四丁目 907	052-841-8627 052-432-5130	H26.4.1（更新）
4	㈲岩田清掃	岩田　勝次	瀬戸市山の田町 43-303	0561-21-0006	H26.4.1（更新）
5	㈱ビホク	水流　貴子	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷 3164 (事)小牧市久保新町 87	25-3040 75-3777	H26.4.1（更新）
6	㈲シンセイ	髙御堂　政也	一宮市明地字東下城 78-1	0586-69-3056	H26.4.1（更新）
7	㈱新栄工業	田中　秀樹	犬山市中山町二丁目 37	61-1844	H26.4.1（更新）
8	大成環境㈱	井田　美香	小牧市大字林 1909-7	78-0277	H26.4.1（更新）
9	㈱ユニオンサービス	松原　髙治	名古屋市緑区大高町字追風 23-1	052-623-5342	H26.4.1（更新）
10	大和エンタープライズ㈱	南村　朋幸	江南市上奈良町久保 144	0587-54-4612	H26.4.1（更新）
11	㈱ディーアイディー	国本　茂雄	一宮市常願通五丁目 20-1	0586-73-7840	H26.4.1（更新）
12	福田三商㈱	林　寛子	名古屋市南区千竈通二丁目 14-1 （営）小牧市新小木二丁目 9	052-825-2111 76-4196	H26.4.1（更新）
13	トーエイ㈱	今津　昭	東浦町大字藤江字ヤンチャ 28-1	0562-83-3880	H26.4.1（更新）
14	フジエイ㈲	冨士道　誠	春日井市上田楽町 1873	84-5151	H26.4.1（更新）
15	㈲タツミ産業	後田　留美	江南市松竹町八幡 118	0587-55-3446	H26.4.1（更新）
16	㈱愛北産業	佐藤　隆志	岩倉市曽野町 709	0587-66-2113	H26.4.1（更新）
17	㈱エコロダイワ	西島　康司	小牧市中央三丁目 37 （営）尾張旭市大塚町 2 丁目 7-9	72-9007 052-775-5589	H26.4.1（更新）
18	㈲伸和環境	長内　正	小牧市大字久保一色 3458 番地 1	41-4192	H26.4.1（更新）
19	㈱三原興業	三原　吉松	小牧市大字大草 2989	79-6765	H26.4.1（更新）
20	共栄サービス	永田　順二	一宮市木曽川町大字黒田字中野黒 190 （営）小牧市高根二丁目 84	0586-86-9339 78-5941	H26.4.1（更新）
21	㈲コスモテクノ	伊藤　翼	名古屋市守山区西川原町 82 （営）岩倉市下本町天神塚 38－1	052-796-3633 0587-38-2263	H26.4.1（更新）
22	㈲ホテイクリーン	古田　一二三	江南市安良町地蔵 78	0587-56-4028	H26.4.1（更新）
23	㈲芳村商店	芳村　忠司	春日井市東野新町 2 丁目 9-7 （事）春日井市東野新町 2 丁目 3-11	84-2587	H26.4.1（更新）
24	やまもと企画㈱	山本　美季男	岐阜県可児市塩河 1054-1 （営）小牧市大字間々原新田 387-8	0574-65-8353	H26.4.1（更新）
25	中部メディカル㈲	春日　宏一	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田字中島 340	052-901-1310	H26.4.1（更新）

No.	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
26	中武産業㈱	松浦　孝彦	春日井市鳥居松町 4 丁目 32 番地	84-3114	H26.4.1 (更新)
27	㈱尾張クリーンパイプ	坂本　泰之	小牧市間々原新田 1053 番地	73-9933	H26.4.1 (更新)
28	㈱富士商行	増子　富毅	春日井市桃山町三丁目 191	82-0789	H26.4.1 (更新)
29	坪井金属㈲	坪井　孝憲	小牧市大字東田中 2057-1	73-9141	H26.4.1 (更新)
30	三和清掃㈱	宮川　賢生	小牧市大字本庄 2613 番地 114	79-2740	H26.4.1 (更新)
31	サンユー工業㈱	樋江井　裕二	春日井市中新町一丁目 23 番地 2 (事)春日井市八田町 7-1-3	89-0821	H26.4.1 (更新)
32	㈱大草建設	大澤　さとみ	小牧市大字大草 3690 番地 5	79-5260	H26.4.1 (更新)
33	㈱クリエーション	永田　貴之	江南市木賀東町新塚 151 番地	0587-51-0255	H26.4.30 (更新)
34	㈲藤井金属	藤井　洙龍	春日井市桃山町 3069 番地の 3	84-1164	H26.4.30 (更新)
35	㈲廣野商店	廣野　博文	小牧市下小針中島二丁目 30 番地	0586-81-4745	H26.4.30 (更新)
36	㈲ケーアイ	国本　勇	北名古屋市沖村権現 5	24-0279	H24.11.17 (更新)
37	西部開発㈱	井田　敏之	小牧市大字林 1909 番地 7	78-7347	H25.6.7 (更新)
38	木曽川環境クリーン㈱	松本　年夫	一宮市木曽川町大字黒田字松山東南ノ切 56	0586-86-8271	H26.4.1 (更新)
39	エコサポート&サービス㈱	南野　康浩	岩倉市大地町郷内 1222 番地	0587-37-0111	H25.10.11 (更新)
40	㈱天藏	本間　政浩	岩倉市大地町野辺 83 番地	0587-66-8989	H26.3.19 (新規)
41	㈲桃山リサイクル	金山　誠次	春日井市桃山町 5100 番地 87	27-6778	H26.5.23 (新規)
42	㈱ＥＣＯ兼子	西尾　健	小牧市下末 525-2	73-3811	H24.10.2 (新規)
43	㈱橋本商店	橋本　淳良	小牧市中央六丁目 41 番地	76-2211	H25.1.18 (新規)

2　一般廃棄物(特定家庭用機器)運搬許可業者

No.	業　者　名	代表者名	所　在　地	電話番号	備　考
1	シバタ㈱	柴田　伊佐雄	江南市古知野町桃源 46	0587-56-2948	H25.4.1 (更新)
2	㈱倉衛工業	倉地　一也	江南市古知野町北屋敷 111	0587-54-4356	H25.4.1 (更新)
3	内藤商店㈱	内藤　昇彦	江南市布袋町南 64	0587-56-3182	H25.4.1 (更新)

３　し尿収集運搬許可業者

No.	業　者　名	代 表 者 名	所　在　地	電話番号	備　考
1	(有)小牧衛生部	丹羽　一史	小牧市小牧一丁目 296	76-2050	H26.3.4（更新）
2	(有)愛牧衛生社	松岡　広光	小牧市大字北外山 1962-126	76-3853	H26.3.4（更新）
3	輪栄工業㈱	鬼頭　丈次	名古屋市中区新栄二丁目 20-7 （事）小牧市久保新町 87	052-241-3378 73-5210	H26.3.4（更新）

４　浄化槽汚泥収集運搬・清掃許可業者

No.	業　者　名	代 表 者 名	所　在　地	電話番号	備　考
1	(有)小牧衛生部	丹羽　一史	小牧市小牧一丁目 296	76-2050	H26.3.4（更新）
2	輪栄工業㈱	鬼頭　丈次	名古屋市中区新栄二丁目 20-7 （事）小牧市久保新町 87	052-241-3378 73-5210	H26.3.4（更新）
3	㈱環境衛生	渡邊　純一	春日井市知多町一丁目 46	32-7575	H26.3.4（更新）
4	中衛工業㈱	関谷　俊征	名古屋市南区鶴里町三丁目 11	052-811-8111	H26.3.4（更新）
5	サニター㈱	今泉　雅文	名古屋市中区千代田五丁目 12-23	052-241-5759	H26.3.4（更新）
6	ノザキ㈱	野崎　奈良美	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正 3552	052-431-1351	H26.3.4（更新）
7	(有)愛牧衛生社	松岡　広光	小牧市大字北外山 1962-126	76-3853	H26.3.4（更新）

第１１　参考資料（条例・規則・要綱など）

○小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

平成１９年９月１４日
条 例 第 ２ １ 号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　廃棄物の減量化及び資源化の推進（第６条―第１８条）
第３章　廃棄物の適正処理（第１９条―第２７条）
第４章　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き（第２８条―第３４条）
第５章　手数料（第３５条・第３６条）
第６章　雑則（第３７条―第４０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、小牧市環境基本条例（平成１５年小牧市条例第１１号）の基本理念にのっとり、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4)　減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(5)　資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。

(6)　ごみ集積場　第１９条の計画に基づく家庭系廃棄物を排出する所定の場所をいう。

(7)　資源　ごみ集積場に排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的とするものをいう。

(8)　占有者等　市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の促進並びに廃棄物の適正処理（以下「廃棄物の減量化等」という。）を図らなければならない。

２　市は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の参加及び協力の推進並びに意識の啓発を図るよう努めなければならない。

３　市は、廃棄物の減量化及び資源化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
２　事業者は、その事業系廃棄物の減量化及び資源化に積極的に努めなければならない。
３　事業者は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。
（市民の責務）
第５条　市民は、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、家庭系廃棄物を自ら適正に処理するよう努めなければならない。
２　市民は、家庭系廃棄物の排出に際して、分別して排出しなければならない。
３　市民は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

第２章　廃棄物の減量化及び資源化の推進

（小牧市廃棄物減量等推進審議会）
第６条　一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、委員２０人以内をもって組織する。
３　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（市が行う廃棄物の減量化及び資源化）
第７条　市は、資源の収集、市の処理施設での資源化が可能な物の回収等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。
２　市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進すること等により、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。
３　市長その他の市の機関は、市の施設から排出される紙くずその他の廃棄物を適正に分別することにより、自ら廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。
（事業者が行う廃棄物の減量化及び資源化）
第８条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。
２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用すること等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。
（適正包装等の推進）
第９条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用し、及び使用後の容器、包装材等を回収するよう努めなければならない。
２　事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装等を選択できるよう努めるとともに、その容器、包装等が不要となり、又は返却される場合には、その回収等に努めなければならない。
３　市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発等の措置を講じなければならない。
（事業用建築物の所有者等が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第１０条　事業用の建築物の所有者等（所有者又は当該建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者をいう。以下同じ。）は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

（事業系一般廃棄物の保管場所の設置）

第１１条　事業用の建築物の所有者等は、当該建築物又はその敷地内等に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

（減量化等計画書）

第１２条　事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者等は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（廃棄物管理責任者）

第１３条　事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者等は、廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

（事業用建築物の占有者の協力）

第１４条　事業用建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び減量化等計画書の作成に関し、当該建築物の所有者等に協力しなければならない。

（改善指導及び勧告）

第１５条　市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第１２条又は第１３条の規定に違反していると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、調査及び指導することができる。

２　市長は、事業用大規模建築物の所有者等が前項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該建築物の所有者等に対し、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。

（公表）

第１６条　市長は、前条の規定により勧告した場合において、当該建築物の所有者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる者にその理由を通知し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（商品の選択）

第１７条　市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（市民の自主的な活動）

第１８条　市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の資源化を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

第３章　廃棄物の適正処理

（一般廃棄物処理計画）

第１９条　市長は、法第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

２　前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（市による廃棄物処理）

第２０条　市は、前条の計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）するものとする。

（事業者による廃棄物処理）

第２１条　事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

２　事業者は、自ら事業系一般廃棄物の運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第３条又は第４条に規定する基準に従わなければならない。

（市民による廃棄物処理）

第２２条　市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物は、自ら処分するよう努めなければならない。

２　市が収集する家庭系廃棄物（動物の死体及び粗大ごみを除く。）については、第１９条の計画に従って、分別し、指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納して、ごみ集積場に排出しなければならない。

３　前項に定める指定袋により排出しがたい場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長の指示する方法により排出するものとする。

４　市民は、自ら家庭系廃棄物の運搬又は処分をするときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

（ごみ集積場の管理等）

第２３条　市長は、ごみ集積場を設置又は変更等しようとする者の申請に基づき、ごみ集積場を指定するものとする。

２　前項の申請者は、あらかじめ当該ごみ集積場の管理責任者を定め、その管理を行わせるものとする。

３　ごみ集積場の利用者は、その利用に当たって、前条第２項の規定に従い、指定された日時に、家庭系廃棄物が飛散又は流出しないよう適正に排出しなければならない。

４　ごみ集積場の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。

５　ごみ集積場の管理責任者は、家庭系廃棄物の適正な排出及び清潔の保持を確保するため、当該ごみ集積場の利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

（共同住宅における廃棄物の保管場所の設置）

第２４条　共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅又はその敷地内等に、規則で定める基準に従い、家庭系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、共同住宅建設者は、当該保管場所について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（資源の所有権等）

第２５条　ごみ集積場に排出された資源の所有権は、市に帰属するものとする。
２　市及び市から収集運搬の委託を受けた事業者以外のものは、前項の資源を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
（適正処理困難物の指定等）
第２６条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合に市におけるその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。
２　市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。
３　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。
（排出禁止物）
第２７条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。
(1)　有害性のある物
(2)　危険性のある物
(3)　引火性のある物
(4)　著しく悪臭を発する物
(5)　容積又は重量の著しく大きい物
(6)　特別管理一般廃棄物
(7)　前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物
２　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

第４章　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

（縦覧等の対象となる施設）
第２８条　法第９条の３第２項（同条第８項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第１項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項第２号から第９号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第８条第１項に規定するし尿処理施設（以下「施設」という。）とする。
（縦覧の告示）
第２９条　市長は、法第９条の３第２項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。
(1)　施設の名称
(2)　施設の設置の場所
(3)　施設の種類
(4)　施設において処理する一般廃棄物の種類
(5)　施設の処理能力
(6)　実施した生活環境影響調査の項目
（縦覧の場所及び期間）
第３０条　縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。
(1)　小牧市役所

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

２　縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から１月間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第３１条　市長は、法第９条の３第２項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出することができる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第３２条　意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)　小牧市役所

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

２　前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第３０条第２項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第３３条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は愛知県環境影響評価条例（平成１０年愛知県条例第４７号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第２８条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第３４条　市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1)　施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2)　施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3)　施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

第５章　手数料

（一般廃棄物処理手数料）

第３５条　市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第１のとおりとする。

２　前項の手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

３　市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、第１項に規定する手数料を減免することができる。

４　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

５　前４項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等）

第３６条　法第７条第１項若しくは第６項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）若しくは浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３５条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第２に掲げる手数料を納付しなければならな

い。
２　既納の手数料は、還付しない。

第６章　雑則

（報告の徴収等）

第３７条　市長は、法第１８条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

（立入検査）

第３８条　市長は、法第１９条第１項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量化等に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（技術管理者の資格）

第３９条　法第２１条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(2)　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3)　２年以上法第２０条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7)　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当

する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9)　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10)　１０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（規則への委任）

第４０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年小牧市条例第２５号）

(2)　小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成１０年小牧市条例第２４号）

（経過措置）

３　この条例の施行前に附則第２項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

４　この条例の施行の際現に所定の手続により指定されたごみ集積場については、第２３条第１項の規定により指定されたものとみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

５　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年小牧市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２０年条例第１７号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第３９号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第３２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２４　第２２条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に領収する粗大ごみの収集及び運搬に係る手数料から適用し、施行日前に領収する手数料については、なお従前の例による。

別表第１（第３５条関係）

種　　別	区　　分	手数料の額
動物の死体	市が収集及び運搬したもの	１件につき　２,１００円
	市長が指定した場所に搬入したもの	１件につき　１,５７０円
粗大ごみ	市が収集及び運搬したもの	１個につき　１,０３０円

別表第２（第３６条関係）

区　　分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可	１件につき　１０,０００円
一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	１件につき　　５,０００円
一般廃棄物処分業の許可	１件につき　１０,０００円
一般廃棄物処分業の許可の更新	１件につき　　５,０００円
浄化槽清掃業の許可	１件につき　１０,０００円
浄化槽清掃業の許可の更新	１件につき　　５,０００円
一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可	１件につき　　５,０００円
一般廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	１件につき　　５,０００円
許可証の再交付	１件につき　　１,０００円

○小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則

平成２０年３月１７日
規　則　第　６　号
平成２０年３月１７日
規則第６号
改正　平成２１年２月２３日規則第３号
平成２６年６月２７日規則第２４号

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

（小牧市廃棄物減量等推進審議会の委員）

第３条　条例第６条第２項の小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　地域の代表者
(2)　各種団体の代表者
(3)　事業者の代表者
(4)　学識経験者
(5)　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第６条　審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1)　小牧市情報公開条例（平成１２年小牧市条例第３９号）第７条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
(2)　会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（事業用大規模建築物）

第７条　条例第１２条第１項に規定する事業用大規模建築物は、次のとおりとする。

(1)　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗
(2)　小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が５００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以下のもの
(3)　前２号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が３，０００平方メートル以上（同一敷地内に２以上の建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が３，０００平方メートル以上）の建築物

（多量の範囲）

第８条　法第６条の２第５項の規定に基づき減量に関する計画の作成その他必要な事項（次項に掲げるものを除く。）を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時１日平均１００キログラムを超えるものとする。

２　法第６条の２第５項の規定に基づき運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時１日平均１０キログラムを超え、又は一時に１００キログラムを超えるものとする。

（減量化等計画書）

第９条　事業用大規模建築物の所有者等は、条例第１２条第１項の規定により、毎年３月３１日以前の１年間における事業系一般廃棄物の処理に関する実績に基づき、４月１日以後の１年間の廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を減量化等計画書（様式第１）により作成し、その年の５月３１日までに提出しなければならない。

２　条例第１２条第２項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書（様式第２）により行うものとする。

（廃棄物管理責任者）

第１０条　条例第１３条第１項に規定する廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

２　条例第１３条第２項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の選任又は変更のあった日から起算して１４日以内に、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第３）により行うものとする。

（勧告）

第１１条　条例第１５条第２項の規定による勧告は書面により行うものとする。

２　前項の書面は、勧告書（様式第４）とする。

（粗大ごみ）

第１２条　粗大ごみ（市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。以下同じ。）は、別表に掲げる物であって縦、横又は高さのいずれか一辺が６０センチメートル以上のものとする。

（指定袋）

第１３条　条例第２２条第２項の指定袋は、市が収集する燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源の排出に使用する袋をいい、その基準は、次に掲げるものとする。
(1)　透明又は内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
(2)　耐水性があり、丈夫なものであること。
(3)　前２号に掲げるもののほか、指定袋の基準等については、市長が別に定める。

（ごみ集積場の設置申請等）

第１４条　条例第２３条第１項に規定する申請をしようとする者は、ごみ集積場設置等申請書（様式第５）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があり当該申請が適当であると認めた場合は、ごみ集積場指定等通知書（様式第６）により申請者に通知するものとする。

（共同住宅における廃棄物の保管場所の設置）

第１５条　条例第２４条の共同住宅は、戸数が２０戸以上（共同住宅のうち１区画（住戸）の専有面積が２５平方メートル以下のものについては、２５戸以上）のものとする。

２　条例第２４条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　保管場所は、家庭系廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

(2)　保管場所は、家庭系廃棄物を十分に収納できる規模であること。

（排出禁止物）

第１６条　条例第２７条第１項第７号に規定する排出禁止物は、次に掲げるものとする。

(1)　特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第４項に規定する特定家庭用機器

(2)　性状が著しく堅ろうで市の処理施設の機能に支障が生ずる物

(3)　その他前２号に掲げる物に類するもの

（縦覧の期間等）

第１７条　条例第３０条第２項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わない。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで

２　縦覧の時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（縦覧の手続）

第１８条　条例第２９条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に所定事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第１９条　縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2)　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3)　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4)　係員の指示があった場合には、それに従うこと。

２　市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第２０条　条例第３２条第２項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1)　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2)　施設の名称

(3)　生活環境の保全上の見地からの意見

（手数料の徴収方法）

第２１条　条例第３５条に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(1)　動物の死体に係る手数料については、収集又は搬入の都度徴収する。

(2)　粗大ごみに係る手数料については、収集までに徴収する。この場合において、当該手数料を納付した者には、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券（様式第７）を交付する。

（納付券のちょう付）

第２２条　粗大ごみを排出するときは、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券をちょう付しなければならない。

（手数料の減免申請）

第２３条　条例第３５条第３項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第８）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の減免を必要と認めたときは、一般廃棄物処理手数料減免承認書（様式第９）を交付するものとする。

３　天災により減免する場合は、前２項の規定によらないことができる。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第２４条　次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　法第７条第１項又は第６項の規定による許可　一般廃棄物処理業許可申請書（様式第１０）

(2)　浄化槽法第３５条第１項の規定による許可　浄化槽清掃業許可申請書（様式第１１）

２　前項第１号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2)　申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(3)　申請者（申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。次号において同じ。）が法第７条第５項第４号（トを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4)　申請者の略歴を記載した書類

(5)　事業場の配置図及び付近見取図

(6)　その他市長が必要と認める書類

３　第１項第２号の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号）第１０条第２項第１号から第４号までに規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）の略歴を記載した書類

(2)　営業所の配置図及び付近見取図

(3)　環境省関係浄化槽法施行規則第１１条第１号から第３号までに規定する器具の明細書

(4)　その他市長が必要と認める書類

（許可証の交付）

第２５条　市長は、前条第１項の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に掲げる許可証を交付するものとする。

(1)　法第７条第１項又は第６項の規定による許可　一般廃棄物処理業許可証（様式第１２）

(2)　浄化槽法第３５条第１項の規定による許可　浄化槽清掃業許可証（様式第１３）

２　前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（変更の許可申請）

第２６条　法第７条の２第１項の規定による変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第１４）に前条第１項に規定する許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

（変更許可証の交付）

第２７条　市長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証（様式第１５）を交付するものとする。

（許可証の再交付）

第２８条　第２５条第１項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該交付を受けた許可証（以下「許可証」という。）を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（様式第１６）に当該許可証を添付して（亡失した場合を除く。）、市長に申請するものとする。

２　許可証の再交付を受けた者は、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

（許可証の返納）

第２９条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1)　許可の有効期間が満了したとき。

(2)　許可を取り消されたとき。

(3)　業務を廃止したとき。

２　許可業者が死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

３　許可業者が業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

（届出）

第３０条　法第７条の２第３項又は浄化槽法第３７条の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）変更届出書（様式第１７）によるものとする。

２　法第７条の２第３項又は浄化槽法第３８条の規定による廃業等の届出は、一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）廃業等届出書（様式第１８）によるものとする。

（許可の取消し等）

第３１条　法第７条の４の規定により許可を取り消し、若しくは法第７条の３の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき、又は浄化槽法第４１条第３項の規定において準用する同法第３５条第４項の規定による通知は、許可取消書（様式第１９）又は業務停止命令書（様式第２０）により行うものとする。

（業務報告書）

第３２条　許可業者は、次表により業務報告書を市長に提出しなければならない。

区分	報告内容	業務報告書の名称	期限
一般廃棄物処理業者	四半期ごとの実績	一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第 21）	翌月 10 日
浄化槽清掃業者	隔月ごとの実績	浄化槽清掃報告書（様式第 22）	翌月 10 日

（身分証明書）

第３３条　条例第３８条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第２３）とする。

（委任）

第３４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

（小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和４７年小牧市規則第２２号）

(2)　小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成１０年小牧市規則第３５号）

（経過措置）

３　この規則の施行前に附則第２項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成２１年規則第３号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年規則第２４号）

１　この規則は、平成２６年７月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第１２条関係）

種目	品目
家具、寝具、建具、厨房用具類	雨戸　網戸　衣装箱　いす　オーディオラック　飾り棚　ガス台　鏡台　げた箱　こたつ板　こたつやぐら　サイドボード　じゅうたん　障子　食器棚　洗面化粧台　ソファー　畳　たんす　調理台　机　つり棚　テーブル　ドア　流し台　長持　ふすま　ふとん　ベッド　本棚　本箱　マットレス（スプリングマットレスを除く。）
電気、石油、ガス機械器具	オーブンレンジ　乾燥機（衣類乾燥機を除く。）　ステレオセ

類	ット　ストーブ　ズボンプレッサー　扇風機　電子レンジ　ファクシミリ　ミシン　ワードプロセッサー
遊具等	三輪車　自転車　スキー板　滑り台　ブランコ　オルガン　エレクトーン　乳母車　物干しざお　物干し台
その他	上記に類するもの。ただし、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に規定する機械器具、FRP 製品、オートバイ、オイルヒータ、温水器、がれき、原動機付自転車、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械器具、バッテリー、パーソナルコンピュータ（重量が 1 キログラム以下のものを除く。）、ピアノ、プロパンガス容器その他処理が困難なものを除く。

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例

平成１９年９月１４日
条 例 第 ２ ２ 号

（目的）

第１条　この条例は、小牧市環境基本条例（平成１５年小牧市条例第１１号）の基本理念にのっとり、地域環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民の快適で清潔な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等　市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(2) 事業者　市内で事業活動を行う者をいう。

(3) 空き缶等　飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。

(4) 吸い殻等　たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(5) 動物　動物の愛護及び管理に関する法律(昭和４８年法律第１０５号)第４４条第４項各号に掲げる動物をいう。

(6) 公共の場所等　道路、公園、広場、河川、公民館その他の公共の用に供する場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物及び工作物をいう。

(7) 落書き　公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(8) 喫煙　たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(9) 回収容器　空き缶等を回収するための容器をいう。

(10) 騒音等　すべての楽器・ラジオ等の音響機器又は人声その他による音により、不特定多数の市民等の生活環境に迷惑を及ぼすこと又はその音をいう。

（市の役割）

第３条　市は、快適で清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を講ずるものとする。

３　市は、快適で清潔なまちづくりの推進について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、自発的活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の役割）

第４条　市民等は、快適で清潔なまちづくりの推進に対する意識を高め、積極的に地域環境の保全及び美化の促進を図る活動に参加し、当該活動の充実に努めるものとする。

２　市民等は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。

（事業者の役割）
第５条　事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、地域環境の保全及び美化活動を推進するものとする。
２　事業者は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。
（空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止）
第６条　何人も、空き缶等又は吸い殻等を、みだりに、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。
（ふんの放置及び投棄の禁止）
第７条　何人も、その飼養し、又は保管する動物がしたふんを、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。
（落書きの禁止）
第８条　何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。
（落書きの消去の要請）
第９条　市長は、落書き（公共の場所にされたものに限る。）が放置され、著しく周辺の環境を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所の所有者、占有者又は管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。
（路上喫煙の禁止等）
第１０条　何人も、第１７条第１項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。
２　何人も、公共の場所において、歩行中若しくは自転車に乗車中であるとき又は吸殻入れが付近に設置されていない場所で吸殻入れを携帯していないときは、喫煙しないよう努めるものとする。
（騒音等の防止）
第１１条　何人も、日常生活等に伴って発生する騒音等により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。
（悪臭の防止）
第１２条　何人も、日常生活等に伴って発生する悪臭により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。
（犬及び猫の管理）
第１３条　犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。
２　犬を飼養し、又は保管する者は、飼養し、又は保管している場所から犬を連れ出す場合は、ふんを処理する用具を携行しなければならない。
３　猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。
（回収容器の設置及び管理）
第１４条　自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により容器入りの飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、その回収容器を適正に管理しなければならない。
（公共の場所における印刷物等の配布者等の責務）
第１５条　公共の場所において、印刷物その他の物（以下「印刷物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該場所及びその周辺において当該印刷物等が散乱した場

合においては、当該印刷物等を回収しなければならない。
２　公共の場所において、催しを行い、又は行わせた者は、当該場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。
（土地及び建物等の管理）
第１６条　土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。
２　土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物が、廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。
（路上喫煙禁止区域）
第１７条　市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
２　前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
３　市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該区域の市民等の意見を聴くとともに、関係団体等と協議するものとする。
４　市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地域であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。
（ごみの散乱防止重点地域）
第１８条　市長は、ごみの散乱を防止し、環境の美化を推進するため、特に必要があると認める地域をごみの散乱防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。
２　市長は、重点地域を指定し、変更し、又は解除するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
３　市長は、重点地域内において、ごみの散乱を防止するための有効な施策を実施するものとする。
４　市長は、重点地域において、地域の自主的な美化活動を支援するものとする。
（小牧市快適で清潔なまちづくり協議会）
第１９条　地域環境の保全及び美化の促進に関する事項その他市長が必要と認める事項について協議するため、小牧市快適で清潔なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。
２　協議会は、委員２０人以内をもって組織する。
３　前２項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（こまき環境保全推進員）
第２０条　快適で清潔なまちづくりに係る普及、啓発等を図るため、こまき環境保全推進員（以下「推進員」という。）を置く。
２　推進員に関し必要な事項は、規則で定める。
（ごみ散乱防止市民行動の日）
第２１条　市長は、ごみの散乱防止について市民等及び事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設けるものとする。
２　市長は、ごみ散乱防止市民行動の日には、その趣旨にふさわしい事業を実施するも

のとする。

（空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定）

第２２条　市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するために、必要があると認めるときは、事業者に対して次に掲げる事項について空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定の締結を求めることができる。

(1) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止についての啓発に関する事項

(2) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止のための清掃に関する事項

(3) その他空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する事項

（環境保全協定）

第２３条　市長は、市民の生活環境を保全するために必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする者（以下「設置者等」という。）との間に、環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）を締結することができる。

２　工場等の設置者等は、市長から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

３　環境保全協定の協定事項については、工場等の種類及び規模に応じ、その都度市長が定めるものとする。

４　工場等の設置者等は、環境保全協定が成立したときは、当該環境保全協定を確実に履行しなければならない。

（関係団体等との連携）

第２４条　市は、施策の実施に当たっては、関係団体等に必要な情報を提供し、連携して環境の保全及び美化の促進に努めなければならない。

（顕彰）

第２５条　市長は、環境の保全及び美化の取組その他快適で清潔なまちづくりに関し、著しく功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

（指導及び勧告）

第２６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

(1) 第６条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者

(2) 第７条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者

(3) 第１０条第１項の規定に違反して喫煙をした者

(4) 第１３条第１項の規定に違反して犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者

(5) 第１３条第２項の規定に違反してふんを処理する用具を携行しないで、犬を飼養し、又は保管している場所から連れ出した者

(6) 第１４条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者

(7) 第１５条第１項の規定に違反して散乱した印刷物等を回収しなかった者

(8) 第１５条第２項の規定に違反して清掃を行わなかった者

(9) 第１６条第２項の規定に違反して廃棄物その他の物を適正に処理しない者

（命令）

第２７条　市長は、前条第１号から第３号まで及び第６号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

（規則への委任）

第２８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第２９条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

(1) 第８条の規定に違反して落書きをした者

(2) 第２６条第６号に掲げる者で第２７条の規定による市長の命令に違反したもの

第３０条　第２６条第１号、第２号及び第３号に掲げる者で、第２７条の規定による市長の命令に違反したものは、２万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第３１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則

平成２０年３月１７日
規　則　第　７　号

（趣旨）

第１条　この規則は、小牧市快適で清潔なまちづくり条例（平成１９年小牧市条例第２２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（回収容器の設置を要しない自動販売機）

第２条　条例第１４条の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

(1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者以外の者が利用できないもの

(2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

（回収容器の設置及び管理）

第３条　条例第１４条に規定する回収容器の設置及び管理は、次のとおりとする。

(1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 回収容器は、安定性があり、容易に転倒しないものであること。

(3) 回収容器は、自動販売機の設置場所から５メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に設置すること。

(4) 回収容器は、空き缶等があふれて散乱することのないようにするとともに、その周囲を清潔に保つこと。

（路上喫煙禁止区域の指定等の告示）

第４条　条例第１７条第４項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定の区域の名称

(2) 指定の区域

(3) 指定の区域内において喫煙をすることができる場所

(4) 指定の時間帯

(5) 指定する年月日

(6) 禁止行為をした場合の措置

２　条例第１７条第４項の規定による変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 変更する指定の区域の名称

(2) 変更する指定の区域

(3) 変更する内容

(4) 変更する年月日

３　条例第１７条第４項の規定による解除の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 解除する指定の区域の名称

(2) 解除する指定の区域

(3) 解除する年月日

（ごみの散乱防止重点地域の指定）
第５条　条例第１８条第１項の規定による指定は、ごみの散乱状態、地理的条件等を勘案して行うものとする。
（小牧市快適で清潔なまちづくり協議会の委員）
第６条　条例第１９条に規定する小牧市快適で清潔なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市議会議員
(2) 地域の代表者
(3) 事業者の代表者
(4) 各種団体の代表者
２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第７条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第８条　協議会の会議は、会長が招集する。
２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
（会議の公開）
第９条　協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。
(1) 小牧市情報公開条例(平成１２年小牧市条例第３９号)第７条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合
(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合
（こまき環境保全推進員）
第１０条　条例第２０条に規定するこまき環境保全推進員（以下「推進員」という。）は、市長が指定する区域ごとにこれを置き、その定数は市長が定める。
２　推進員は、市長がこれを委嘱する。
３　推進員の任期は、１年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　推進員は、再任されることができる。
（推進員の職務）
第１１条　推進員の職務は、次のとおりとする。
(1) 環境衛生に関する地域の協同組織の活動に関すること。
(2) 環境衛生事務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
(3) 環境衛生知識の普及啓発に関すること。

(4) ごみの排出抑制、再生利用及び分別の推進に関すること。
(5) ごみの集積場におけるごみの排出指導及び美化に関すること。
(6) その他環境保全に関すること。

（指導及び勧告）

第１２条　条例第２６条の規定による指導は口頭により、勧告は書面により行うものとする。

２　前項の書面は、勧告書（様式第１）とする。

（命令）

第１３条　条例第２７条の規定による命令は、命令書（様式第２）により行うものとする。

（委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

○小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例

平成１５年１２月２４日
条 例 第 ３ ９ 号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、小牧市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市内から排出される一般廃棄物の処理、減量及び資源化を図るためリサイクルプラザを設置する。

（名称及び位置）

第３条　リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
小牧市リサイクルプラザ	小牧市大字大草５７８６番地８３

（利用者等の義務）

第４条　リサイクルプラザを利用する者及びその関係者（以下「利用者等」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従うとともに、リサイクルプラザの秩序を乱すような行為をしてはならない。

（利用の中止命令）

第５条　市長は、利用者等が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、利用者等に対して利用の中止を命ずることができる。

（損害賠償）

第６条　利用者等が故意又は過失によってリサイクルプラザ又はその附属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、リサイクルプラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

○小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則

平成１６年３月２６日
規　則　第　１　３　号

（趣旨）

第１条　この規則は、小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成１５年小牧市条例第３９号。）第７条の規定に基づき、小牧市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　リサイクルプラザにおいて行う事業は、次のとおりとする。

(1)　ごみの収集、運搬、処理及び集積場に関すること。
(2)　犬、猫等の死体の処理に関すること。
(3)　資源の選別等中間処理に関すること。
(4)　粗大ごみのリサイクルに関すること。
(5)　リサイクルの啓発及び推進に関すること。
(6)　リサイクルに係る体験活動に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理、減量及び資源化に必要な事業

（利用時間）

第３条　リサイクルプラザの利用時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休業日）

第４条　リサイクルプラザの休業日は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1)　第２条第１号から第４号まで及び第７号に規定する業務　次に掲げる日
　ア　日曜日及び土曜日
　イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）
　ウ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日
(2)　第２条第５号及び第６号に規定する業務　次に掲げる日
　ア　月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
　イ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（入館の制限）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は立ち退かせることができる。

(1)　感染性の疾病があると認められる者
(2)　他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある動物又は物品を携行する者
(3)　リサイクルプラザの秩序を乱すおそれがあると認められる者

（管理上の制限）

第６条　リサイクルプラザ内において、市長の許可を受けないで次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　喫煙をし、又は火気を使用すること。
(2)　物品の販売その他商行為をすること。

(3)　印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
(4)　その他管理上支障があると認めること。
（遵守事項）
第７条　市長は、リサイクルプラザへ入場する者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。
附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１８年規則第２９号）
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年規則第５２号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

○小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

昭和５３年３月３１日
条 例 第 ２ ０ 号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、し尿処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　環境衛生の向上に寄与することを目的とし、処理施設を次のとおり設置する。

名称	所在地	処理廃棄物の種類
小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設	小牧市新小木四丁目 29 番地	し尿浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥
小牧市クリーンセンター	小牧市大字東田中 1237 番地	し尿

（搬入物の制限）

第３条　処理施設に搬入できる廃棄物は、小牧市内から排出されたし尿、し尿浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限る。

（搬入許可）

第４条　処理施設へし尿等を搬入しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けた者（以下「搬入者」という。）は、市長の指示に従わなければならない。

（搬入許可の取消し）

第５条　市長は、搬入者が第３条に規定するし尿等以外の廃棄物を搬入したときは、その搬入許可を取り消すことができる。

（搬入量）

第６条　市長は、搬入者に対して搬入量を指定する。

２　搬入者は、前項により指定された量を超えて搬入するときは、理由を付し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（し尿浄化槽汚泥処理施設の使用料）

第７条　市長は、搬入者からし尿浄化槽汚泥処理施設の使用料として、次の金額を徴収する。

１立方メートル当たり　１，２４０円

２　前項の使用料は、毎月納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。

３　使用料は、毎使用月の翌月２０日（この日が土曜日となるときは、その翌々日）までに納入しなければならない。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年条例第２５号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和６１年条例第２３号）

この条例は、昭和６１年８月１日から施行する。

附　則（昭和６２年条例第１３号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成元年条例第１２号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第３５号）抄

この条例は、平成５年２月１４日から施行する。

附　則（平成８年条例第８号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年条例第４号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年条例第３０号）

この条例は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第３２号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

○小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和５３年３月３１日
規　則　第　７　号

（趣旨）

第１条　この規則は、小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和５３年小牧市条例第２０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請）

第２条　条例第４条第１項の許可を受けようとする者は、搬入許可申請書（様式第１）に市長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

（許可）

第３条　市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、搬入許可証（様式第２）を交付する。

２　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（汚泥処理の依頼）

第４条　搬入許可を受けた者（以下「搬入者」という。）は、小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設でし尿浄化槽汚泥又はデイスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥を搬入し、処理しようとするときは、汚泥処理依頼書（様式第３）にし尿浄化槽又はデイスポーザ排水処理システム排水処理槽の清掃を実施したことを証する書面を添付し、市長に提出しなければならない。

（搬入時間）

第５条　小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設及び小牧市クリーンセンター（以下「処理施設」という。）への搬入時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1)　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分から午後４時３０分まで

(2)　土曜日　午前８時３０分から正午まで

（休業日）

第６条　処理施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（許可証の返納）

第７条　搬入者は、次のいずれかに該当するときは、搬入許可証を市長に返納しなければならない。

(1)　搬入許可証の有効期限が過ぎたとき。

(2)　搬入許可を取り消されたとき。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年規則第２４号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年規則第５号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成７年規則第３１号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成１０年規則第２号）

１　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成１５年規則第３３号）

この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

○小牧市ごみ集積場整備費補助金交付要綱

平成７年４月１日
７小清第１９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域住民の衛生環境の向上とまちの美化を図るため、ごみ集積場の整備を行う行政区（地域の自治会をいう。以下同じ。）に対し、市が交付する小牧市ごみ集積場整備費補助金（以下「補助金」という。）について、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和３４年小牧市規則第３号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象の要件）

第２条　この要綱による補助の対象となるのは、別表により区分する事項で、そのうち当該別表に該当する要件を備えるごみ集積場とする。

（補助金の額）

第３条　市は、予算の範囲内において、ごみ集積場１箇所につき補助対象経費の５分の４以内を行政区に補助し、その最高限度額は３００，０００円（看板の経費については３０，０００円）とする。

２　監視カメラの経費については、他の補助対象経費とは別に１行政区あたり１年度につき１回限り、補助対象経費の５分の４以内を補助し、その最高限度額は３００，０００円とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする行政区の長は、事業に着手しようとする日の１５日前までに、補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書
(2) 施工図（平面図、立面図等）
(3) 位置図
(4) 整備前の現況写真
(5) 仕様書、カタログ
(6) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第５条　市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第２）により決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第６条　前条に規定する決定の通知を受けた行政区の長（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受け取った日から起算して１５日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第７条　補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業計画変更等承認申請書（様式第３）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次に掲げる計画の変更については、この限りでない。

(1) 補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、その増減が２０パーセント以内とする事業計画の変更。
(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業計画の変更。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第４）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(1) 領収書の写し
(2) 整備後の現況写真

（補助金の交付）

第９条　補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、当該通知を受け取った日から起算して２０日以内に補助金交付請求書（様式第５）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の４月３０日とする。

２　補助金は、請求書を受け取った日から起算して３０日以内に交付するものとする。

（責務）

第１０条　補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受け整備したごみ集積場について、適正に維持管理し美化に努めなければならない。

２　補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受け整備した監視カメラについて、不法投棄の未然防止の目的以外に使用せず、その画像（撮影又は記録されたものをいう。）から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年６月１６日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

２　改正後の小牧市ごみ集積場整備費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

○小牧市ごみ集積場維持管理交付金交付要綱

平成１５年１１月１日
１５小清第９１号

（目的）

第１条　この要綱は、市が実施する分別収集に協力し、ごみ集積場を維持管理する行政区に対し交付金を交付することによりその活動を支援し、ごみ減量・リサイクル活動の推進を図り、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（交付対象）

第２条　ごみ集積場維持管理交付金（以下「交付金」という。）は、行政区内の全域で分別収集に協力し、ごみ集積場を維持管理している行政区に対し交付するものとする。

（交付金の額）

第３条　交付金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、世帯割については、毎年１０月１日現在の行政区の世帯数を基準とする。

均等割　１地区につき３０,０００円
世帯割　１世帯につき　　１００円

（交付申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする行政区の長は、ごみ集積場維持管理交付金交付申請書（様式第１）に活動報告書（様式第２）を添えてその年度の１月末日までに市長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付金の交付を決定し、ごみ集積場維持管理交付金交付決定通知書（様式第３）により当該行政区の長へ通知するものとする。

２　交付金は前項の交付決定を行った後速やかに交付するものとする。

（交付金の取消し）

第６条　市長は、行政区が虚偽の活動報告により交付金の交付を受けたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（返還）

第７条　市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合においては、その交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

（報告等）

第８条　市長は、行政区に対し、交付金の交付に関して必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

（雑則）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１５年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

○小牧市ごみ集積場管理用資材支給要領

平成１１年１０月１日
１１小清第１０８号

（趣旨）

第１条　この要領は、ごみ減量の推進とまちの環境美化を図るため、ごみ集積場を管理する区（地域の自治会をいう。以下同じ）等に対し、市が支給するごみ集積場管理用資材（以下「資材」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給する資材）

第２条　この要領により支給する資材は、次のとおりとする。

(1) ごみ集積場看板
(2) 防鳥・防獣ネット
(3) 雨よけシート
(4) クリーン推進員腕章
(5) 指定袋

（ごみ集積場看板等）

第３条　ごみ集積場看板、防鳥・防獣ネット及び雨よけシートは、区長、こまき環境保全推進員、集合住宅の管理者その他ごみ集積場を管理する者からの申出により、必要の都度、支給するものとする。

（クリーン推進員腕章）

第４条　クリーン推進員腕章は、次項に定めるクリーン推進員に着用させるため、区長からの申出により、必要の都度、支給するものとする。

２　クリーン推進員は、おおむね次の事項を担任するため区において選任された区民とする。

(1) ごみ減量に関する指導
(2) ごみの分別指導
(3) ごみ集積場の監視及び指導
(4) 環境美化推進のための巡視

（指定袋）

第５条　指定袋は、それによらない排出、不法投棄等不適正な排出ごみを処理するため、別に定める基準に従い区に支給するものとする。

（資材の適正使用）

第６条　資材の支給を受けた者は、その目的に従って適正に資材を使用しなければならない。

附　則

この要領は、平成１１年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

○小牧市共同住宅における家庭系廃棄物の排出方法等に関する要綱

平成２５年４月１日
２４小廃第５７５号

（目的）

第１条　この要綱は、共同住宅における家庭系廃棄物（以下「ごみ」という。）を適正に処理させるため、共同住宅の居住者等に対して、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号。以下「条例」という。）に基づくごみの排出方法等に関して必要な事項を定め、もって良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例に定めるところによる。

（排出方法等）

第３条　共同住宅の居住者は、小牧市一般廃棄物処理実施計画に定める排出方法等に従って、ごみの排出を行わなければならない。

２　共同住宅の居住者は、ごみ集積場の清潔保持のため、カラスよけネット等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めるものとする。

３　共同住宅の居住者は、ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。

４　共同住宅の居住者は、ごみ集積場の清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

（排出指導）

第４条　市長は、前条に規定する排出が正しく行われていないときは、ごみの排出者を特定し、ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を遵守するよう当該排出者に直接指導を行うものとする。

２　市長は、共同住宅の敷地内のごみ集積場におけるごみの分別が不十分であると判断したときは、当該共同住宅のごみ集積場の管理責任者に対し、必要な指導及び啓発を行うものとする。

（改善計画書）

第５条　市長は、前条第２項の規定による指導及び啓発を実施した後においてもごみの分別が不十分であると判断したときは、当該共同住宅のごみ集積場の管理責任者に対し、改善計画要請書（様式第１）を送付するとともに、改善計画書（様式第２）の提出を求めるものとする。

（共同住宅の所有者等の責務）

第６条　共同住宅の所有者、管理会社、管理組合、管理人その他の共同住宅のごみの収集の依頼等に関する事務に責任を有する者（以下「共同住宅の所有者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

(1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を居住者に周知するとともに、違反した居住者に対しては、直接指導を行うこと。

(2) ごみ集積場及びその周辺の清潔を保持するため、次の措置を講ずること。

ア　指定袋以外の袋を使用しているときは、指定袋に入れ替えること。

イ　ごみが正しく分別されていないときは、分別し直すこと。

ウ　収集日以外にごみが排出されたときは、当該ごみの排出者に次の収集日に排出するよう要請すること。また、当該ごみの排出者が確認出来ないときは、次の収集日

まで当該ごみを保管すること。

エ　排出禁止物が排出されたときは、適正に処理すること。

オ　引越しによるごみ等の不適正な排出については、適切に処理すること。

２　共同住宅の所有者等は、共同住宅の居住者と協力して、ごみ集積場及びその周辺を清潔に保つものとする。

３　市長は、前２項に規定する管理が適正になされていないと判断するときは、共同住宅の所有者等及び居住者に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（あっせん・仲介業者の責務）

第７条　共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居者の入居時に、ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を周知するよう努めるものとする。

（近隣居住民との良好な関係の保持）

第８条　共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が近隣に居住する市民とごみ集積場を共用するときは、良好な関係を保持するよう努めなければならない。

２　市長は、共同住宅の居住者による不適正なごみの排出が継続して行われる等により近隣に居住する市民とごみ集積場を共用するうえで良好な関係を保持できなくなったと認める場合は、当該共同住宅の所有者に対し、別にごみ集積場を設置させることができるものとする。

３　前項の場合におけるごみ集積場の設置場所は、当該共同住宅の敷地内とする。ただし、当該敷地の状態等により敷地内にごみ集積場を設置することができないと市長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみ集積場を設置するものとする。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

○小牧市資源回収事業奨励金交付要綱

平成９年２月２６日
９小清第１２号

（目的）

第１条　この要綱は、再生利用可能な廃棄物の回収（以下「資源回収」という。）を推進するため、資源回収を行う団体に対し小牧市資源回収事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、ごみの減量と資源化を行い、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（団体の登録）

第２条　奨励金の交付を受けて資源回収を行おうとする団体は、あらかじめ市長に小牧市資源回収団体登録申請書（様式第１）を提出し、登録を受けなければならない。

２　登録できる団体は、次に定める基準を満たすものとする。

(1) 小牧市内を活動拠点とし、市民で組織する団体であること。

(2) 地域社会に奉仕できる性格をもっている団体であること。

(3) 営利を目的としない団体であること。

３　市長は、第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは当該申請者に小牧市資源回収団体登録証(様式第２)を交付するものとする。

４　前項の登録証の交付を受けたもの（以下「回収団体」という。）は、登録事項に変更のあった場合は、速やかに変更届（様式第３）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第３条　回収団体は、資源回収を行うことができない事由が生じた場合は、廃止届（様式第４）を市長に提出するものとする。

（奨励金の対象品目）

第４条　奨励金の対象となる資源回収品目は、次のとおりとする。

(1) 雑紙

(2) 古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール及び牛乳パック）

(3) 古布・古着類

（奨励金の交付）

第４条の２　奨励金は、前条第１号の品目に同条第２号及び第３号に掲げる品目のうち１以上の品目を合わせて回収した場合に交付するものとする。

（奨励金の額）

第５条　市は、予算の範囲内において、奨励金を交付する。

２　奨励金の額は、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第４条第１号に掲げる品目　１キログラムにつき２０円

(2) 第４条第２号及び第３号に掲げる品目　１キログラムにつき５円

３　資源回収品目に逆有償となる品目を含む場合は、当該逆有償分を奨励金の額に加算することができる。ただし、回収量１キログラムにつき２円を限度とする。

（交付申請）
第６条　奨励金の交付を受けようとする回収団体は、資源回収を行った年度の３月３１日までに、小牧市資源回収団体奨励金交付申請書（様式第５）に当該資源回収に係る買取り伝票等を添付して市長に提出しなければならない。
（奨励金の交付等）
第７条　市長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、速やかに奨励金の交付を決定し、小牧市資源回収団体奨励金交付決定通知書（様式第６）により当該回収団体に通知するものとする。
２　奨励金は、前項の規定による交付決定を行った後、交付する。
（奨励金の返還）
第８条　　市長は、回収団体が不正な手段により、奨励金の交付を受けたときは、その回収団体の登録を取り消すとともに、奨励金の返還を求めることができる。
（報告等）
第９条　市長は、回収団体に対し、奨励金の交付に関して必要な指示をし、報告を求め、検査することができる。
（雑則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１１年１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１２年１月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１３年１１月１５日から施行する。

附　則
１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
２　この要綱による改正後の小牧市資源回収事業奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に実施する資源回収事業について適用し、同日前に実施した資源回収事業については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際、現に改正前の小牧市資源回収事業奨励金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市資源回収事業奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

2　改正後の小牧市資源回収事業奨励金交付要綱の規定は、平成２６年４月１日以後の申請に係る奨励金の交付について適用し、同日前の申請に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

○小牧市生ごみ堆肥化事業実施要綱

平成６年７月２６日
６小清第６７号

（目的）
第１条　この要綱は、ごみ減量化対策の一環として地域住民が行う生ごみの自家処理を支援するため、コンポスト容器及び密閉容器（以下「容器」という。）を無償貸与し、もって生ごみ堆肥化事業を推進することを目的とする。
（貸与の対象）
第２条　容器は、次の各号のいずれにも該当する者に貸与する。
(1) 小牧市内に住所を有していること。
(2) 容器を設置するに充分な土地があること。
(3) できたコンポスト（堆肥）を自家利用又は他人に分け与え、ごみとして排出しないこと。
(4) 市が実施するアンケート調査等に協力できること。
（貸与期間及び貸与数）
第３条　容器の貸与期間は、３年とする。
２　容器の貸与数は、その種類ごとに１世帯につき２個を限度とする。
（維持管理）
第４条　容器の貸与を受けた者は、小牧市の指示のもと善良な維持管理を行い、ごみの減量化に協力しなければならない。
（容器の返還）
第５条　容器の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは当該容器を返還しなければならない。
(1) 第２条に定める要件が欠けたとき。
(2) 善良な維持管理及びごみの減量化に協力できなくなったとき。
(3) 容器を使用する過程で付近の生活環境を阻害したとき。
（容器の帰属）
第６条　貸与期間が満了した容器は、当該容器の貸与を受けた者に帰属する。
（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。
２　改正後の小牧市生ごみ堆肥化事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請があったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

○小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

平成１４年８月１９日
１４小環政第８４号

（通則）

第１条　小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和３４年小牧市規則第３号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　補助金は、家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の設置者に対し、購入費の一部を補助することにより、家庭ごみの減量及び循環型社会形成に向け市民意識の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における「処理機」とは、生ごみをかくはんし、加温及び送風などにより減量し、又は微生物により分解及び堆肥化する家庭用の機器（ディスポーザー式のものを除く。）をいう。

（補助の対象）

第４条　補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 同一世帯に過去５年以内にこの要綱に定める補助金の交付を受けた者がいない者

(3) 市内の販売店で処理機を購入し、これを生ごみの減量化・堆肥化のために適切に使用し、及び管理できる者

２　補助の対象となる処理機は、１世帯につき１基とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、処理機の購入費（消費税及び地方消費税の額を含み、値引き等があった場合、値引きされた後に支払う額をいう。）とする。

（補助金の額）

第６条　市長は、予算の範囲内において、補助対象経費の５分の３以内を補助金の交付の決定を受けた者に交付する。ただし、その最高限度額は、３万円とする。

（交付の申請及び実績報告）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理機を購入した日から３０日以内に、補助金交付申請書（様式第１）に家庭用生ごみ処理機販売証明書（様式第２）及び領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、処理機を購入した日から３０日を経過した日以後においても提出できるものとする。

２　前項ただし書の場合は、申請者は期間内に提出できなかった事由を証する書類を添えて提出しなければならない。

３　規則第１２条の規定による実績報告は、第１項の家庭用生ごみ処理機販売証明書の提出をもって、これに代えることができる。

（交付の決定及び額の確定）

第８条　規則第７条の規定による交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第３）による。

２　規則第１３条の規定による額の確定の通知は、前項の決定通知をもって、これに代えるものとする。

３　市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第４）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（様式第５）を市長に提出するものとする。

２　補助金は、前項の請求書を受け取った日から起算して３０日以内に交付するものとする。

（処分の制限）

第１０条　交付決定者は、交付決定を受けた日から５年以内に処理機を補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

２　交付決定者は、５年以内に処理機の利用を廃止しようとするときは、速やかに家庭用生ごみ処理機利用廃止届出書（様式第６）を市長に提出し、協議するものとする。

（減額・取消し等）

第１１条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第７）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者に返還を命ずるものとする。

（調査等への協力）

第１３条　第２条に規定する目的を推進するため、補助金交付決定者は、この補助金を受けて購入した処理機の使用状況等に関して市が実施するアンケート調査等に協力しなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。２　改正後の小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１０月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年２月２９日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

２　改正後の小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付申請があったものから適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現に改正前の交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

○小牧市共同住宅等生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

平成１６年２月１０日
６小環政第２５号

（通則）

第１条　小牧市共同住宅等生ごみ処理機設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和３４年小牧市規則第３号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　補助金は、共同住宅等から排出される生ごみを生ごみ処理機により集団処理を行うことにより、生ごみの減量化・資源化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ２０戸以上の家庭で生ごみを生ごみ処理機により集団処理し、生ごみ処理機を適切に管理又は管理できる見込みがあること。

(2) 生ごみからできた堆肥を適正に処分できること。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象経費は、生ごみ処理機の購入費（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（補助金の額）

第５条　市は、予算の範囲内において、前条に定める経費の２分の１以内を補助事業者に交付する。ただし、その最高限度額は、２０，０００円に総戸数を乗じた金額とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、取得しようとする日の１５日前までに補助金交付申請書（様式第１）に総戸数の判明する書類、生ごみ処理施設の管理を行う者の判明する書類、見積書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第７条　規則第６条第６号の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 生ごみ処理機を設置後３年間使用し、市の行う状況調査に３年間協力すること。

(2) 各年度の使用内容について共同住宅等生ごみ処理機使用報告書（様式第２）を翌年度４月３０日までに市長あて提出すること。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項に規定する申請の取下げをしようとする者は、補助金等交付決定通知書を受け取った日から起算して１５日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

２　前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、申請者には、補助事業を行う義務が発生するものとする。

（計画変更等）

第９条　補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業計画変更承認申請書（様式第３）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　規則第５条から第７条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第７条中「補助金等交付決定通知書（様式第２)」とあるのは、「補

助金等変更交付決定通知書（様式第２）」と読み替えるものとする。

（実績報告書）

第１０条　補助金の交付決定の通知を受けた者は、規則第１２条による提出時期までに補助事業実績報告書（様式第４）に設置した生ごみ処理機の写真及び領収書の写を添えて提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　補助事業者は、補助金等確定通知書を受け取った日から起算して２０日以内に補助金交付請求書(様式第５)を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の４月３０日とする。

２　補助金は、請求書を受け取った日から起算して３０日以内に交付するものとする。

附　則

この要綱は、平成１６年２月１０日から施行する。

○小牧市剪定枝粉砕機貸出事業実施要綱

平成２２年４月２０日
２２小廃第３７号

（目的）

第１条　この要綱は、剪定枝粉砕機（以下「粉砕機」という。）を市民に貸し出すことにより、家庭において庭木等の剪定等で発生する枝葉（以下「剪定枝等」という。）の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　粉砕機の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人で、市内に所有し、又は管理する敷地内の剪定枝等を自ら処理しようとするものとする。

（貸出期間）

第３条　粉砕機の貸出期間は、粉砕機の貸出しを受ける日（以下「貸出日」という。）から起算して８日以内とする。

２　貸出日及び粉砕機の貸出期間の末日（以下「返却日」という。）は、小牧市の休日を定める条例（平成２年小牧市条例第２３号）第１条第１項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）でない日とする。

３　第１項の規定にかかわらず、貸出日から起算して８日目の日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を返却日とすることができる。

（予約及び申請）

第４条　粉砕機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出日の属する月の３月前の初日（この日が休日等に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日等でない日）から貸出日の前日までに環境交通部廃棄物対策課に粉砕機の貸出しについて電話又は口頭により仮予約を行ったうえで、速やかに剪定枝粉砕機借用申請書（様式第１。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、申請書の内容を確認のうえ、粉砕機の貸出しの可否を決定し、申請者に連絡するものとする。

（貸出し）

第５条　粉砕機の貸出しは、前条第２項の規定により粉砕機の貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）が貸出日に市役所に出向き、粉砕機を使用者に引き渡す方法によるものとする。

（貸出料）

第６条　粉砕機の貸出料は、無料とする。

（遵守事項）

第７条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉砕機により粉砕した剪定枝等を土壌改良材等として有効利用し、ごみとして市内ごみ集積場及び小牧岩倉衛生組合環境センターに出さないこと。

(2) 粉砕機を使用する際は、騒音、ごみの散乱等に十分配慮すること。

(3) 粉砕機に異常がある場合は、環境交通部廃棄物対策課に報告し、その指示に従うこと。

(4) 粉砕機を第三者に転貸しないこと。

(5) 粉砕機を営利目的に利用しないこと。

(6) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

（使用の中止）

第８条　使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該粉砕機の貸出しを中止する。

（返却）

第９条　粉砕機の返却は、使用者が返却日に粉砕機を市役所に運搬し、市に引き渡すものとする。

（使用実績報告書）

第１０条　使用者は、粉砕機の返却の際に併せて剪定枝粉砕機使用実績報告書（様式第２）を市長に提出しなければならない。

（損害の賠償）

第１１条　使用者の責めに帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害が生じ、又は粉砕機の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損した場合は、使用者がこれを賠償するものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

○小牧市リサイクルデータバンク設置要綱

平成７年１２月１日
７小清第９１号

（設置）

第１条　市民間における不用品の交換を支援・促進し、もって市が行うごみ減量化対策を推進させるため、小牧市リサイクルデータバンク（以下「データバンク」という。）を設置する。

（登録対象品目）

第２条　データバンクに登録できる対象品目は、市民生活から生じた台所用品、家庭用品、ベビー用品、子ども用品、衣料、小物、家具、乗り物、趣味娯楽用品、音響映像機器、音楽用品、スポーツ用品、本、事務機器、健康美容器具その他不用品とする。

２　前項の規定にかかわらず、営利目的の物、生き物、飲食物、タバコ、化粧品、薬品、金券、下着、不動産、宗教上の物、危険物、社会通念上好ましくない物、修理・清掃を必要とする物及び市のごみ減量化対策の主旨に反する物は、データバンクに登録することができない。

（対価）

第３条　データバンクに登録する品物は、原則として無償で授受するものとする。

（登録）

第４条　データバンクへの登録は、申込用紙を市長に提出することにより行うこととし、登録期間は３か月間とする。

（不用品の紹介）

第５条　市は、登録されたデータのうちで、譲渡者及び譲受者の希望が一致した場合には、譲受者に対し譲渡者を紹介し、両者間において直接品物の授受を行わせるとともに、その結果を譲受者より報告させるものとする。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成７年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

○小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱

平成２０年４月１日
１９環政第１１４５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、廃棄物の減量及び再利用の促進を図り、もって循環型社会を形成するため、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号）第６条第１項に規定する小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成２０年小牧市規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること。

(2) 廃棄物の減量、再利用等の推進に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

（委員）

第３条　次の各号に掲げる規則第３条第１項に規定する委員の人数は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 地域の代表者　６人

(2) 各種団体の代表者　６人

(3) 事業者の代表者　３人

(4) 学識経験者　１人

(5) その他市長が必要と認める者　４人

（専門部会の設置）

第４条　審議会に専門の事項を調査研究させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会の構成員は、委員のうちから会長が任命する。

３　部会の委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

（関係者の出席）

第５条　審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議録の公開）

第６条　会長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

（秘密の保持）

第７条　審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第８条　審議会の事務局は、市民生活部廃棄物対策課に置く。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　小牧市廃棄物減量等推進協議会設置要綱（平成１２年８月３１日１２小清第１２９号）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

○小牧市資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈要綱

平成１５年２月１４日
１５小環政第１１号

（趣旨）
第１条　この要綱は、再生可能な廃棄物の回収の推進に尽力した団体並びにごみ集積場の美化及びごみの分別・減量の推進に尽力した団体への感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。
（感謝状の贈呈対象）
第２条　感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。
(1) 小牧市資源回収事業奨励金交付要綱（平成９年２月２６日９小清第１２号）第２条に規定する登録団体で、再生可能な廃棄物の回収の推進に尽力したもの
(2) ごみ集積場を管理する区（地域の自治会をいう。）で、ごみ集積場の美化及びごみの分別・減量の推進に尽力したもの
(3) その他市長が必要と認めるもの
（被贈呈団体の選考）
第３条　感謝状の被贈呈団体の選考は、小牧市廃棄物減量等推進審議会で行う。
（贈呈の方法）
第４条　感謝状の贈呈は、資源回収団体連絡会議において行う。
（庶務）
第５条　この感謝状の贈呈に関する庶務は、市民生活部廃棄物対策課において行う。
（その他）
第６条　この要綱に規定するもののほか、この制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年２月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年２月１日から施行する。

○小牧市指定袋に関する要綱

平成１５年１２月２６日
１５小環政第１２７号

（目的）

第１条　この要綱は、小牧市が収集する燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源の排出に使用する袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定袋の規格等）

第２条　指定袋の規格は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、指定袋の規格変更又は廃止をすることができる。

(1) 材質

ア　燃やすごみ用の指定袋は、炭酸カルシュウム２０パーセント含有の高密度ポリエチレン製とする。

イ　燃やさないごみ用及び資源用の指定袋は、低密度ポリエチレン製とする。

(2) 形態

手提げ袋とし、排出時の利便性が高い形状であること。

(3) 容量

ア　燃やすごみ用の指定袋は、３０リットル及び１０リットルとする。

イ　燃やさないごみ用及び資源用の指定袋は、４５リットル、３０リットル及び１０リットルとする。

ウ　袋の口を縛った状態で、所定の容量のごみが収容できること。

(4) 大きさ

ア　４５リットルの指定袋の収容部分の大きさは、縦６５０ミリメートル横６５０ミリメートル以下とする。

イ　３０リットルの指定袋の収容部分の大きさは、縦５５０ミリメートル横５００ミリメートル以下とする。

ウ　１０リットルの指定袋の収容部分の大きさは、縦３５０ミリメートル横３００ミリメートル以下とする。

(5) 厚さ

０．０３ミリメートル程度で袋の大きさ及び用途に応じた丈夫なものとすること。

(6) 強度

各指定袋の材質の引張強度は、１９．６MPa(２００kgf/㎟)以上とすること。

(7) 色

ア　燃やすごみ用の指定袋は、無色半透明とし、内容物が識別できる程度の透明度を有すること。

イ　燃やさないごみ用の指定袋は、赤色とし、透明であること。

ウ　資源用の指定袋は、緑色とし、透明であること。

エ　着色に使用する顔料には、指定袋を焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

(8) 表示等

ア　袋本体及び外装用の袋には、別に定める表示をすること。

イ　表示の印刷は、燃やすごみ用の指定袋は赤色、燃やさないごみ用及び資源用の指定袋は黒色とすること。

ウ　表示に使用するインクには、指定袋及び外装用の袋を焼却又は埋立てしたとき

に環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

（指定袋の製造等をしようとする者の承認）

第３条　指定袋の製造、輸入又は販売をしようとする者（家庭用品品質表示法（昭和３７年法律第１０４号）第３条の規定に基づく者に限る。）は、市長に承認申請書（様式第１）を提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　定款又は寄附行為及び登記簿謄本（個人は、住民票の写し）

イ　袋の仕様及び大きさ等の図面及び見本品

ウ　製造販売数量及び販売店名

エ　使用顔料及び使用インクの成分証明書

オ　厚さ、強度及び炭酸カルシュウム含有量の試験成績書

カ　その他市長が必要と認める書類

３　市長は、第１項の申請に対して承認をしたときは、登録簿（様式第２）に記載し、承認番号を付して承認書（様式第３）を交付するものとする。

４　市長は、前条ただし書の規定により指定袋の規格変更又は廃止をしようとするときは、当該規格変更又は廃止をしようとする日の３か月前までに前項の承認を受けた者（以下「製造者等」という。）にその旨を通知するものとする。

５　第３項の承認は、前項の通知をしたときは、その効力を失うものとする。

６　前項の場合において、第３項の承認を受けた者に損害が生ずることがあっても、市はその損害を補償しないものとする。

（改善の指示及び承認の取消し等）

第４条　市長は、前条第３項の規定により承認した指定袋が第２条に規定する規格に適合しないと認めるときは、製造者等に対しその改善を指示するものとする。

２　市長は、前項の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、承認を取り消し、当該事実を公表することができる。

３　前項の規定により承認の取消しを受けた者は、直ちに承認書を市長に返還しなければならない。

４　市長は、第２項の規定により承認を取り消された者及び承認を受けていないのに承認を受けた者として指定袋の製造、輸入又は販売をした者に対し、その事実が判明した日から２年間指定袋の製造等の承認をしないものとする。

（指定袋の廃止）

第５条　製造者等が、指定袋の製造、輸入又は販売を廃止しようとするときは、市長に承認書を返還し、廃止届（様式第４）を提出しなければならない。

（製造者等の責務）

第６条　製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、自ら販売し、又は小売店等に対して販売し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。

２　製造者等は、毎年４月３０日までに市長に前年度の製造販売数量等の実績報告書（様式第５）を指定袋及び外装袋の見本品を添えて提出しなければならない。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

○小牧市こまやか収集実施要綱

平成１７年1月１１日
１６小環政第１１３号

（目的）

第１条　この要綱は、家庭から排出されるごみ及び資源（以下「ごみ等」という。）を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみ等の排出の支援を図るために戸別収集を行うこと（以下「こまやか収集」という。）を実施することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象世帯）

第２条　こまやか収集の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、小牧市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、かつ、独力でごみ等の排出が困難であるものとする。

(1) 高齢者の世帯
　６５歳以上で介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている一人暮らしの世帯
(2) 身体障害者の世帯
　身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯
(3) 精神障害者の世帯
　精神障害者保健福祉手帳の所持者で一人暮らしの世帯
(4) 知的障害者の世帯
　療育手帳の所持者で一人暮らしの世帯
(5) その他市長が必要と認める世帯

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に該当するものに同居者がいる場合で、当該同居者が高齢者又は年少者であり、かつ、独力でごみ等の排出が困難であるときは、こまやか収集の対象とすることができる。

（申込み手続）

第３条　こまやか収集の申込み手続は、次のとおりとする。

(1) 申込先　小牧市リサイクルプラザ
(2) 申込みできる者　こまやか収集の対象者（以下「対象者」という。）、その者の親族、その者の介護に関わる者等
(3) 申込み方法　電話、ファクス、郵便等のうち申込者の望む方法

（受付及び決定）

第４条　市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかにこまやか収集申込受付票兼調査記録票（様式第１）に記録し受付を行うとともに、申込み世帯を訪問し、こまやか収集の実施の可否を決定するものとする。

（可否の通知）

第５条　市長は、前条の規定により可否を決定したときは、こまやか収集可否決定通知書（様式第２）により、申込者に通知するものとする。

（収集するごみ等の種別）

第６条　こまやか収集により収集するごみ等の種別は、次のとおりとする。

(1) 燃やすごみ
(2) 燃やさないごみ
(3) プラスチック製容器包装
(4) 空きびん

(5) 空き缶
(6) 金属類
(7) ペットボトル
(8) 古紙・古布
(9) 蛍光管類
(10) 廃食用油
(11) 粗大ごみ

（排出方法及び収集方法）

第７条　ごみ等の排出方法及び収集方法は、次のとおりとする。
(1) 対象者は、ごみ等を市長の指示する方法に従って排出する。
(2) ごみ等を排出する日は、あらかじめ申込者と協議の上、決定する。
(3) ごみ等の排出先は、対象世帯の玄関の前等を原則とするが、支障がある場合は、申込者と協議の上、排出先を決定する。
(4) 粗大ごみについて、対象世帯の状況により屋内からごみを持ち出して収集する必要がある場合は、第三者の立会いのもとで収集する。

（収集の対象外品目）

第８条　次に掲げる品目は、こまやか収集の対象外とする。
(1) 小牧市の規定する排出禁止物
(2) 事業系一般廃棄物
(3) 取り外し、解体等の工事又は作業を伴う物
(4) 有償により実施された造園業者等による庭木の伐採
(5) 建設業者等による修繕等により発生した一般廃棄物
(6) 玄関等、通常の出入り口からの排出が困難な粗大ごみ

（関係機関の情報提供）

第９条　市長は、こまやか収集の際に廃棄物が一定期間排出されていない世帯があった場合は、対象者等に連絡を取るとともに、関係機関との連帯に努めるものとする。

（届出）

第１０条　対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
(1) 住所又は氏名を変更したとき。
(2) 入院等により長期間事業の利用ができないとき。
(3) 第２条第１項各号に該当しなくなったとき。
(4) 事業の利用を辞退するとき。

２　市長は、前項の届出があった場合は、速やかにこまやか収集変更届（様式等３）に記録し、受付を行うものとする。

（収集の一時停止）

第１１条　対象者は、入院、旅行その他の理由でごみ等の排出を一時停止する場合は、あらかじめ市長に申出をするものとする。

２　市長は、前項の申出があった場合は、当該申出のあった期間、収集を一時停止するものとする。

（現況届）

第１２条　対象者は、こまやか収集を開始し、１年を経過後は、毎年の８月に世帯の現況を市長に届け出なければならない。

２　前項の届け出方法は、第３条の申込み手続を準用する。

（現況届の受付及び調査）

第１３条　市長は、前条の届出があったときは、こまやか収集対象世帯現況届票兼調査記録票（様式第４）に記録し、受付を行うとともに、その現況について調査するものとする。

（収集の中止）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こまやか収集を中止するものとする。

(1) 対象者から停止の申し出があったとき。

(2) 第２条第１項各号に該当しなくなったことが判明したとき。

２　市長は、前項の規定によりこまやか収集を中止する場合は、必要に応じ状況を調査の上、速やかに対象世帯にこまやか収集中止決定通知書（様式第５）により通知するものとする。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

２　こまやか収集の申込み、審査その他の手続については、この要綱の施行前においてもすることができる。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

○小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

平成１８年６月２６日
１８小環政第３５０号

（目的）

第１条　この要綱は、市が設置し、又は管理する不法投棄監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の設置及びその運用に関し必要な事項を定めることにより、不法投棄の防止及び不法投棄物の撤去指導を図るとともに、個人情報の適正な取扱いの確保及び権利を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監視カメラ　不法投棄の防止及び不法投棄物の撤去指導を目的として、設置することが適正と認められる場所に設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。

(2) 画像　監視カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

（管理者及び管理責任者の設置）

第３条　市長は、監視カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、管理者及び管理責任者（以下「管理者等」という。）を置く。

２　管理者は、監視カメラに関する職務に従事する職員をもってこれに充てる。

３　管理責任者は、監視カメラに関する職務を担当する所属の長をもってこれに当てる。

（管理者等の秘密保持義務）

第４条　管理者等は、監視カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（画像の提供の制限）

第５条　管理者等は、監視カメラで撮影した画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急の必要性があると認められる場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(4) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

（画像の保存等）

第６条　管理者等は、画像を保存する場合、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

２　画像の保存期間は、画像を記録した記録媒体の容量までとし、この容量を超えた場合には上書きにより自動的に消去されるものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、管理者等が保存期間を別に定めるものとする。

（監視カメラの設置等）

第７条　監視カメラの設置場所（以下「設置場所」という。）については、市内の次に掲げる場所とする。ただし、第２号及び第３号に掲げる場所への監視カメラの設置については、不法投棄が多発している場所又は既に不法投棄が発生し、更に大量の不法投

棄がされるおそれがある場所である場合かつ他の方法により不法投棄を防止することができない場合に限る。

(1) ごみ集積場

(2) 市が管理する公共用地

(3) その他市長が必要と認める場所

２　ごみ集積場への監視カメラの設置については、市長に対し、ごみ集積場を維持管理する行政区の区長からの監視カメラ設置申請書（様式第１）によるものとする。

３　市長は、前項の申請があったときは、監視カメラの設置の可否を決定し、監視カメラの管理に関して必要な条件を付し、監視カメラ決定通知書（様式第２）により申請者にその旨を通知するものとする。

４　監視カメラの設置期間は、原則として設置から２ヶ月以内とする。ただし、管理責任者等が必要と認めた場合においてはその限りでない。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年６月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

○小牧市エコハートショップ認定制度実施要綱

平成１９年１月１日
１８小環政第９１６号

（目的）

第１条　この要綱は、市内において、ごみの減量、排出抑制、再生品商品の販売その他リサイクル活動に積極的に取り組んでいる販売店を「エコハートショップ」として認定することにより、その利用を通じて、環境にやさしい店づくりを広めるとともに、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

（認定の条件）

第２条　エコハートショップとして認定する販売店は、別表１－１に掲げる取組みを実施しているとともに、別表１－２の各区分にそれぞれ掲げている項目のうち、区分ごとに１項目以上の取組みを実施していることを条件とする。

（認定の申請）

第３条　エコハートショップの認定を希望する販売店（以下「販売店」という。）は、エコハートショップ認定申請書（様式第１。以下「申請書」という。）を市長へ提出するものとする。

２　販売店は、申請書を提出した折、必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに該当書類を提出するものとする。

３　申請書は、販売店毎に提出するものとする。

（認定）

第４条　市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、職員に販売店の聞き取り、現場の確認等をさせ、第２条に規定する認定の条件を満たしていると認めた場合は、当該販売店をエコハートショップと認定し、エコハートショップ認定証（様式第２。以下「認定証」という。）及び認定ステッカーを交付するものとする。

（認定店の責務等）

第５条　エコハートショップに認定された販売店（以下「認定店」という。）は、前条の規定により交付された認定ステッカーを店頭に掲示するとともに、当該認定に係る取組み以外の取組みにも積極的に努めるものとする。

２　認定店は、エコハートショップ実施状況報告書（様式第３）を毎年４月末日までに市長へ提出するものとする。

（ロゴマークの使用）

第６条　認定店は、自社が認定店であること及び認定ステッカーのロゴマークを使用しての広報及び宣伝を行なうことができるものとする。

（変更）

第７条　認定店は、申請した事項に変更があった場合は、遅滞なくエコハートショップ認定店変更届（様式第４）を市長に提出するものとする。

（認定の取消等）

第８条　市長は、認定店が当初実施しているものとして申請した取組みが実施されていない場合、取組みの実施を求めることができるものとする。

２　市長は、前項の求めに応じない認定店に対して、認定の取消しをすることができるものとする。

３　市長は、前項の規定により認定の取消しをするときは、エコハートショップ認定取消通知書（様式第５）により通知するものとする。

（認定の辞退）

第９条　認定店は、エコハートショップの認定を辞退しようとする場合は、エコハートショップ認定店辞退届（様式第６）に認定証及び認定ステッカーを添えて、市長に提出するものとする。

（広報）

第１０条　市長は、エコハートショップを広く市民に普及させるため認定店を紹介するなど、当該認定制度の趣旨を広く知らせるため、市の刊行物等で広報活動を行なうものとする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１月１日から施行する。

別表１－１（第２条関係）

取組み区分	取組み内容
必ず実施する取組み	（１）販売店としてのごみの分別、リサイクル活動の実施 （２）消費者に対するごみの排出抑制・再使用・再資源化の啓発

別表１－２（第２条関係）

取組み区分	取組み内容
１　リデュース（排出抑制）に関する取組み	（１）レジ袋削減の取組み （２）買い物袋又は買い物かご持参の奨励 （３）簡易包装の推進 （４）使い捨て容器を使用した商品販売の自粛 （５）その他のリデュースに関する取組み
２　リユース（再使用）に関する取組み	（１）販売した商品の修理サービス （２）生きびん（リターナブルびん）の回収 （３）詰め替え用商品販売促進のための工夫 （４）商品搬送用の箱等をくり返し使用 （５）その他のリユースに関する取組み
３　リサイクル（再資源化）に関する取組み	（１）エコマーク・グリーンマーク付き商品やリサイクル商品販売促進のための工夫 （２）空き缶、紙パック、トレイ、ペットボトル等の店頭回収 （３）広告、チラシ、事務用用紙等に再生紙を利用 （４）生ごみの堆肥化 （５）その他のリサイクルに関する取組み

○小牧市産業廃棄物対策協議会設置要綱

平成６年５月２０日
６小清第４０号

（設置）

第１条　小牧市内における産業廃棄物に関する施設について、これが地域に及ぼす環境等に関する諸問題を総合的に検討するため小牧市産業廃棄物対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　　協議会は、次に揚げる事項について協議する。

(1)　産業廃棄物に関する諸施設の設置等に関し、生活環境保全上及び土地利用上の法規制等の立地条件並びに構造、維持管理等の技術的事項

(2)　産業廃棄物に関する諸施設に関し、住民からの苦情等があった場合の対応等に関する事項

(3)　その他必要な事項

（組織）

第３条　　協議会は、別表の職にある者を委員として組織する。

２　協議会に会長及び副会長を置き、会長は市民生活部長を、副会長は市民生活部次長をもって充てる。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

４　委員が都合により出席できないときは、その委員の属する課の係長職の者が委員に代わって出席することができる。

５　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、市民生活部廃棄物対策課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成６年５月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年６月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

会　長	市民生活部長
副会長	市民生活部次長
委　員	市政戦略課長
委　員	農政課長
委　員	環境対策課長
委　員	廃棄物対策課長
委　員	道路課長
委　員	河川課長
委　員	建築課長
委　員	都市政策課長
委　員	予防課長

○小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱

平成９年４月２日
９小清第２４号

（目的）

第１条　この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)をいう。

(2) 令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）をいう。

(3) 規則　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）をいう。

(4) 産業廃棄物の処理　産業廃棄物の埋立処分、中間処理（最終処分以外の処分をいう。)、積替え・保管及び再生利用をいう。

(5) 産業廃棄物処理施設　次の掲げる施設をいう。

ア　最終処分場　令第７条第１４号イからハまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。

イ　中間処理施設　産業廃棄物の処理施設のうちア、ウ及びエに掲げる施設を除く施設をいう。ただし、産業廃棄物の排出事業者に係るものにあっては、令第７条第１号から第１３号の２までに規定するものに限る。

ウ　積替え・保管施設　令第６条第１項第１号イ及びロ並びに令第６条の４第１項第１号ロ及びニの規定による積替え又は保管を行う施設をいう。

エ　再生利用施設　再生利用業者に係る積替え・保管施設及び再生利用施設をいう。

(6) 設置等　次に掲げる事項をいう。

ア　産業廃棄物処理施設の設置

イ　産業廃棄物処理施設の変更（軽微な変更を除く。）

ウ　産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類の変更(種類の追加に限る。)

エ　その他環境保全又は災害防止の上で支障を及ぼすおそれがあると市長が認める産業廃棄物処理施設の変更

(7) 事業者等　次に掲げる者をいう。

ア　排出事業者　自己の事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者をいう。

イ　産業廃棄物処理業者　法第１４条第１項若しくは第４項又は法第１４条の４第１項若しくは第４項の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。

ウ　再生利用業者　規則第９条第２号又は規則第１０条の３第２号の規定による指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。

（事前協議）

第３条　事業者等は、次に掲げる産業廃棄物処理施設（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１１条に規定する施設で都市計画決定されるものを除く。）の設置等を行

おうとする場合は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（様式第１）を市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 最終処分場

(2) 排出事業者に係る中間処理施設(現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置するものに限る。)

(3) 産業廃棄物処理業者の当該業に係る中間処理施設及び積替え・保管施設

(4) 再生利用施設

２　前項の産業廃棄物処理施設設置等事前協議書には、次に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 付近見取図

(3) 土地利用計画図

(4) 公図（写し）

(5) 産業廃棄物処理施設の設計概要図（平面図、立面図、側面図等）

(6) 生活環境影響調査書又は調査項目、調査範囲及び調査方法を記載した書類（最終処分場及び令第７条第１号から第１３号の２までに規定する中間処理施設に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、同項の事前協議を省略することができる。

(1) 土地区画整理事業等に伴い施設を移転するとき（当該事業区域内での移設に限る。）。

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者が設置するとき。

(3) 既存製造施設等を利用して積替え・保管施設とする場合等明らかに生活環境上支障がないと認められるとき。

４　事業者等は、第１項の規定により市長に提出する事前協議書等（様式第１及び前項の関係書類等をいう。以下同じ。）及び事前協議において、市長が別に定める立地等に関する基準（以下「立地基準」という。）に適合するようにしなければならない。

５　市長は、事前協議書等の提出時において、立地基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議については、応じないものとする。

６　第１項の場合において、事業者等は、立地基準に定める関係地域（以下「関係地域」という。）住民等に対し、説明会の開催、事業計画の概要を記載した書類の提供その他の方法により事業計画の説明を行い、これらの者の承諾を得なければならない。

（現地調査）

第４条　市民生活部廃棄物対策課長（以下「課長」という。）は、前条第１項の規定による事前協議書等を受理した後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

（小牧市産業廃棄物対策協議会への審査）

第５条　課長は、産業廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、事前協議書等を小牧市産業廃棄物対策協議会（以下｢協議会｣という。）の審査に付するものとする。

２　協議会の長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合は、事業者等に対し説明を求めることができる。

（計画の審査指示等）

第６条　市長は、協議会の審査結果に基づき、事業者等に対し廃棄物処理施設の設置等

を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

２　審査指示を受けた事業者等は、当該指示事項に関し、調整の見通しがあると自ら判断した場合は、審査指示事項回答書（様式第２）を市長に提出するものとする。

（関係機関等との調整）

第７条　事業者等は、審査指示事項を満足させるための関係機関との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

（環境保全に関する協定）

第８条　事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全に関する協定を関係地域を管轄する自治会等地元組織と締結しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りではない。

（審査指示事項調整済回答書）

第９条　事業者等は、第７条及び前条までの調整、協議等が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書（様式第３）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による確認により第７条及び前条までの調整、協議等が終了していないと認める場合は、事業者等に対し当該事項について再度当該調整、協議等を行うことを指示するものとする。

（事前協議の終了通知）

第１０条　市長は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合は、事業者等及び関係自治会等地元組織に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

（事前協議の変更）

第１１条　事業者等は、第３条第１項の規定により市長に提出した事前協議書等の内容に変更があったときは、変更に係る事前協議書等を市長に提出し、再度協議しなければならない。ただし、軽微な変更にあっては、変更内容を市長に届け出ることによりこれに代えることができる。

２　第３条から前条までの規定は、変更の事前協議に準用する。

（報告の徴収）

第１２条　市長は、事業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

（事前協議の取下げ及び有効期間）

第１３条　事業者等は、事前協議を取り下げる場合は、事前協議取下書（様式第４）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前条の報告を勘案し、当該事前協議の取下げを勧告できるものとする。

３　市長は、第６条第１項の審査指示の日から起算して２年を経過した日において、第３条第１項の協議が終了していないときは、当該事前協議書等は、取り下げられたものとみなす。ただし、市長がやむを得ないものと認めたときは、この限りではない。

（手続きの省略）

第１４条　市長は、関係法令及び関係地域住民等との調整及び環境保全対策の内容から適当と認める場合は、第５条から第９条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

（工事完了報告）

第１５条　事前協議終了の通知を受けた事業者等は、産業廃棄物処理施設の設置等の工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第５）により市長に届け出なければなら

ない。
2　市長は、前項の届出があったときは、施設の完成確認検査を行うことができる。

附　則

1　この要綱は、平成９年６月１日から施行する。
2　この要綱の施行の際現に事前協議中又は事前協議が終了した産業廃棄物処理施設については、この要綱は、適用しない。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成１１年２月１日から施行する。
2　この要綱の施行の際現に改正前の小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱第２条第６号イに該当しない変更等であって、事業着手しているものについては、改正後の小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱第２条第６号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する

○小牧市公共施設アダプトプログラム実施要綱

平成１７年３月８日
１６小環政第１２９号

（目的）

第１条　この要綱は、アダプトプログラム（市内の道路、河川、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）を養子に見立て、公共施設を愛情及び責任をもって清掃する市民を里親に見立てる制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市と市民との協働による環境の美化を推進することを目的とする。

（里親の募集）

第２条　市長は、必要に応じ、公共施設を愛情及び責任をもって清掃する活動（以下「美化活動」という。）を無償で行う市民（以下「里親」という。）の募集を行うことができる。

（届出）

第３条　里親になろうとする者（２人以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者。以下「申請者」という。）は、自ら美化活動をしようとする公共施設の区域（以下「活動区域」という。）を定め、市長に里親届（様式第１）を提出しなければならない。

２　里親になった者がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届（様式第２）を提出しなければならない。

３　代表者を変更する場合は、市長に里親代表者変更届（様式第３）を提出しなければならない。

（合意書の締結）

第４条　市長は、前条第１項の規定により里親の届出があった場合に、その内容を適当と認めたときは、申請者と合意書（様式第４）を取り交わすものとする。

２　前項の合意書の締結に当たっては、公共施設の管理者が小牧市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者へ通知し、事前にその承諾を得るものとする。

（里親の役割）

第５条　里親が行う美化活動は、定期的かつ継続的な次に掲げる活動とする。

(1) 活動区域内の散乱ごみ等の収集

(2) 市への情報の提供

(3) その他環境の美化のために必要な活動

２　里親が収集した散乱ごみ等は、当該区域の属する収集日に集積場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、市長の指示する方法により排出することができる。

３　里親は、美化活動中に、交通事故等が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（市の支援）

第６条　市長は、里親が行う美化活動に対し、予算の範囲内で次の支援を行うものとする。

(1) 下記清掃道具等の提供

ア　清掃に必要な道具類

イ　収集袋等の物品

(2) 里親のボランティア保険への加入
(3) ゼッケンの貸与
(4) その他美化活動に必要な支援

２　市長は、前項の支援を行うに当たり、里親に対し必要な書類等の提出を求めることができる。

（活動報告等）

第７条　里親は、毎年度の３月３１日までに、市長に年間活動報告書（様式第５）を提出しなければならない。

２　市長は、必要に応じ里親の活動状況を調査することができる。

３　市長は、必要に応じ里親の活動に対して指導及び助言をすることができる。

（アダプトサインの設置等）

第８条　市長は、５人以上のグループによる里親が活動区域であることを示す表示板（以下「アダプトサイン」という。）の設置を希望したときは、活動区域内に設置できるかを調査し、設置できる。

２　前項に規定する調査の結果、アダプトサインを設置できる活動区域の里親は、市長に、アダプトサイン設置申出書（様式第６）を提出しなければならない。

３　アダプトサインは、里親の名称を表示するものとする。

４　アダプトサインを設置できる数は、特に市長が必要と認める場合を除き、１の里親につき１基とする。

５　市長は、次条の規定により、合意を解消したときは、これに係るアダプトサインを撤去するものとする。

（合意の解消等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、里親との合意を解消することができる。

(1) 里親から第３条第２項による届出があったとき。
(2) 里親の活動の実状が合意した内容と著しく異なると認められるとき。
(3) 里親が、公共の利益に反し、又は反する恐れのある活動を行っていると認められるとき。
(4) 里親が相当の期間、美化活動を行っていないと認められるとき。
(5) その他里親としてふさわしくないと認められるとき。

２　市長は、前項の規定により合意を解消したときは、当該里親にその旨を通知するものとする。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年６月１５日から施行する。

○小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準

平成２５年８月１日改定

（趣旨）

第１条　この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成２０年小牧市規則第６号。以下「規則」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務について必要な審査基準を定める。

（収集又は運搬する一般廃棄物）

第２条　収集又は運搬する一般廃棄物は、次の各号のいずれかに掲げるものであること。

(1) 小牧岩倉衛生組合（以下「組合」という。）の構成市（本市又は岩倉市。以下同じ。）における事業活動に伴って生じた一般廃棄物であること。

(2) 引越し等により一時的に多量に生じた一般廃棄物であること。

(3) 特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）の規定による特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者から収集又は運搬の委託を受けたものであること。

２　許可を申請しようとする者（以下「申請者」という。）の取り扱う一般廃棄物が、岩倉市域における事業活動に伴って生じた一般廃棄物のみの場合は、荷卸しのみの限定許可とする。

（許可の基準）

第３条　一般廃棄物収集運搬業許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 本市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2) 申請の内容が小牧市一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) 収集運搬計画が他市町村の廃棄物と区分ができ、かつ、組合の分別区分に沿って収集運搬ができるものであること。

(4) 特別管理一般廃棄物の収集運搬がないこと。

(5) 新規許可申請にあっては、組合の構成市に法人登録されている事務所又は事業所を有し、若しくは有する予定があること。（個人の場合は、組合の構成市に住所を有し、若しくは有する予定があること。）

(6) 収集運搬の業を自ら営むものであること。

(7) 再生利用指定又は市の許可若しくは委託を受けずに一般家庭から排出される使用を終了した家電製品等を収集又は運搬するものでないこと。

(8) 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

ア　施設に係る基準

(ｱ) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車（ごみ関係運搬車は原則として有蓋車とし、し尿等関係運搬車はバキューム車とする。以下同じ。）及び運搬容器その他の運搬施設を有すること。

(ｲ) 運搬車は、継続的な使用権限を有し、かつ、組合の構成市のための専用車を１台以上確保できること。

(ｳ) 運搬車の保管場所を有していること。

(ｴ) 運搬車の洗車設備及び洗車場所を確保していること。

イ　申請者の能力に係る基準

(ｱ) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること（過去に一般廃棄物の収集又は運搬に携わり、優良にその業務を遂行した者もこれに含

まれる）

(ｲ) 別に定める一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。

(9) 申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第７条第５項第４号トに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

ア　過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合

イ　法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第４条の６各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の２第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４ 条（傷害）、第２０６条（現場助勢）、第２０８条（暴行）、第２０８条の３（凶器準備集合及び結集）、第２２２条（脅迫）若しくは第２４７条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ　イに掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

エ　廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

オ　小牧市暴力団排除条例（平成２４年小牧市条例第１６号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員である場合

カ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

キ　暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク　その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

(10) 許可の更新を受けようとする者は、更新の直前２年間に組合の構成市において業務の実績があること。

(11) 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号）第３６条に定める一般廃棄物処理手数料が未納になっていないこと。

(12) 直近２年分の市町村民税及び固定資産税並びに都市計画税を完納しているものであること。

（標準処理機関）

第４条　行政手続法（平成５年法律第８８号）第６条に規定する標準処理期間は３０日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

（許可申請に係る添付書類）

第５条　規則第２４条に規定するもののほか、許可申請に伴う書類及び図面については、別表によるものとする。

（変更届に係る添付書類）

第６条　規則第２６条に規定するもののほか、変更許可申請に伴う書類及び図面については、別表によるものとする。

（許可車両代車届）

第７条　一般廃棄物収集運搬業者は、運搬許可を受けている車両が、修理又は自動車検査等のため、一定期間使用できず、かつ、当該車両が使用できないため、業務に支障が発生する場合に限り、許可車両代車届（様式第１）を届出することにより、代車による収集又は運搬をすることができるものとする。

２　許可車両代車届には、代車として使用する運搬車の車検証の写しを添付するものとする。

附　則

１　この基準は、平成２５年８月１日から施行する。ただし、第３条第１０号の規定は、平成２７年４月１日から施行する。

２　本規準の施行を以て、一般廃棄物収集運搬審査基準（平成１０年６月１日施行。以下「廃止前基準」という。）は廃止する。ただし、平成２５年８月１日前に許可のあったものについては、廃止前基準を適用するものとする。

【申請者が法人の場合】

No.	必　要　書　類		新規	更新	変更
1	一般廃棄物処理業許可申請書（規則第２４条様式第１０）		○	○	
2	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（規則第２６条様式第１４）				○
3	申立書（様式第２）		○	○	
4	登記事項証明書		○	○	※1,2
5	株主・出資者に関する調書（様式第３）		○	○	※3
6	発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		○	○	※3
7	定款（原本証明したものに限る。以下同じ。）又は寄附行為		○	○	※2
8	申請者が法第７条第５項第４号チに規定する未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）		○	○	※3
9	履歴書（代表者のもの）		○		※2
10	事業の用に供する施設（洗車場所を除く）の所有権を有することを証明する書類	申請者が所有権を有する場合には、事務所、駐車場及び作業場の土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し	○		※4
		申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等の写し	○		※4
11	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第４）		○		
12	貸借対照表　営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分		○		
13	損益計算書　営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分 （販売費及び一般管理費、売上原価が損益計算書の中で一式計上されている場合には、その内訳書を含む。）		○		
14	株主資本等変動計算書　営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分		○		
15	個別注記表の写し　営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分		○		
16	法人の市町村民税及び固定資産税並びに法人税の納付すべき額並びに納付済額を証する書類 営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分		○	○	

17	確定申告書の写し 営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分	別表１（１）	○		
		別表４	○		
18	確定申告書の写し 直前１年の事業年度	別表２	○		
19	事業計画書（様式第５）		○	○	
20	従業員調書（様式第６）		○	○	
21	保有車両調書（様式第７）		○	○	※5
22	車検証の写し（他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書の写しを含む。）		○	○	※5
23	車両の写真（前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び後方から撮影したもの）		○	○	※5
24	顧客名簿（新規の場合には、覚書等を含む。）（様式第８）		○	○	
25	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の付近の見取図		○	○	※4
26	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の配置図及び概況が分かる写真		○	○	※4
27	本市以外の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可証の写し		○	○	
28	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		※6		
29	今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書		※6		
30	その他市長が必要と認めるもの		○	○	※7

（注）

※１　住所の変更

※２　氏名又は名称の変更

※３　法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）、役員、使用人及び株主等の変更

※４　事務所又は事業場の変更

※５　事業の用に供する主要な施設の変更

※６　経理的基礎の判定後に指示した場合のみ

※７　指示した場合のみ

【申請者が個人の場合】

No.	必　要　書　類		新規	更新	変更
1	一般廃棄物処理業許可申請書		○	○	
2	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書				○
3	申立書（様式第２）		○	○	
4	住民票の写し		○	○	※1,2,3
5	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		○	○	※3
6	申請者が法第７条第５項第４号チに規定する未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）		○	○	※3
7	履歴書		○		※2
8	事業の用に供する施設（洗車場所を除く。）の所有権を有することを証明する書類	申請者が所有権を有する場合には、事務所、駐車場及び作業場の土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し	○		※4
		申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書等の写し	○		※4
9	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第４）		○		
10	資産に関する調書（様式第９）		○		
11	直前２年の個人の市町村民税及び固定資産税並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の写し （給与所得者である場合には、市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類に代えて、納税証明書が添付できない理由書及び源泉徴収票の写し）		○	○	
12	確定申告書の写し 営業実績２年以上：直近２年分 営業実績２年未満：事業期間分	第１面	○		
13	事業計画書（様式第５）		○	○	
14	従業員調書（様式第６）		○	○	
15	保有車両調書（様式第７）		○	○	
16	車検証の写し（他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書の写しを含む。）		○		※5
17	車両の写真（前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び後方から撮影したもの）		○		※5
18	顧客名簿（新規の場合には、覚書等を含む。）（様式第８）		○	○	

19	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の付近の見取図	○	○	※4
20	事務所、事業場（駐車場、洗車場及び作業場）の配置図及び概況が分かる写真	○	○	※4
21	小牧市以外の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○	
22	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（所得税の青色申告を行っている場合には、直前期の所得税青色申告決算書の写しを含む。）	※6		
23	今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書	※6		
24	その他市長が必要と認めるもの	○	○	※7

（注）

※１　住所の変更

※２　氏名又は名称の変更

※３　法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）、役員、使用人等の変更

※４　事務所又は事業場の変更

※５　事業の用に供する主要な施設の変更

※６　経理的基礎の判定後に指示した場合のみ

※７　指示した場合のみ

○一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第２条の２第２号ロに定める一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを、以下の方法により確認すること。

第１　営業実績が２年以上ある法人の場合

１　提出書類

(1) 次に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、カ及びキに掲げる書類は、必要に応じて提出を指示した場合に限る。

ア　事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

イ　直前２年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上原価又は製造原価などの内訳を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表の写し

ウ　直前２年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

エ　直前２年の各事業年度における市町村民税及び固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

オ　直前２年の各事業年度における確定申告書（別表１（１）、別表４）及び直前１年の事業年度における確定申告書（別表２）の写し

カ　金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類

キ　今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書

(2) 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成している場合は、前号イからオまでに掲げる書類に代えてこれを申請書に添付することができる。

２　審査方法

審査方法は、次の各号によるものとする。なお、審査に際しては、前項第１号イからエまでに掲げる書類の内容を同号オに掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。ただし、前項第２号に掲げた有価証券報告書が提出されている場合は、当該報告書により次に掲げた内容を判断するものとする。

(1) 新規申請の場合は、当該事業を開始するに足る自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ適正な返済計画が立てられていること。

(2) 直前２年の各事業年度における損益計算書上の役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、直前の事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が１割以上である場合は、原則、経理的基礎があるものとする。

(3) 直前の事業年度における自己資本比率が０割以上１割未満である場合

ア　直前２年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額の平均値が零を超えている場合は、原則、経理的基礎があるものとする。

イ　直前の事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額が計上されている場合は、原則、経理的基礎があるものとする。

ウ　直前の事業年度における経常利益金額及び直前２年間の事業年度における経常利益金額の平均値が零に満たない場合は、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経

営診断書の内容から個別に判断するものとする。
(4) 直前の事業年度において債務超過であり、次の場合は、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の内容から個別に判断するものとする。
ア　直前２年の各事業年度における経常利益金額の平均値が零を超えている。
イ　直前の事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額が計上されている。
(5) 上記基準により、一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、慎重に検討を行い、その有無を判断するものとする。
３　申請不受理
次の各号に該当する場合は、経理的基礎がないものとして申請を受理しないものとする。
(1) 直前の事業年度において債務超過であり、かつ、直前２年の各事業年度の経常利益金額の平均額が零に満たず、かつ、直前の事業年度において経常利益金額が零に満たない場合
(2) 小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準第３条第１２号に規定する納税の義務を果たしていない場合

第２ 営業実績が２年以上ある個人の場合
１　提出書類
次に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、第７号に掲げる書類は、必要に応じて提出を指示した場合に限る。
(1) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
(2) 資産に関する調書
(3) 直前２年の各事業年度における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(4) 直前２年の各事業年度における市町村民税及び固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(5) 直前２年の各事業年度における確定申告書（第１表）の写し
(6) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類。なお、申請者が青色申告を行っている場合は、直前期の所得税青色申告決算書の写しに代えることができる。
(7) 今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書
２　審査方法
審査方法は、次の各号によるものとする。なお、審査に際しては、資産状況について前項第２号に掲げる書類により判断し、同項第３号及び第４号に掲げる書類の内容を同項第５号に掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。
(1) 新規申請の場合は、当該業を開始するに足る自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ、適正な返済計画が立てられていること。
(2) 直前の事業年度において資産の額が負債の額以上である場合は、原則、経理的基礎があるものとする。
(3) 直前の事業年度において資産の額が負債の額未満である場合は、直前２年の各事業年度のうち少なくとも１年分は所得税を納税している場合に限り、その負債の状況を踏まえ、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の内容から個別に判断するものとする。
(4) 上記基準により、一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、慎重に検討を行

い、その有無を判断するものとする。

３　申請不受理

次に該当する場合は、経理的基礎がないものとして申請を受理しないものとする。

(1) 直前の事業年度において資産の額が負債の額未満であり、直前２年にわたり納付すべき所得税額が無い場合

(2) 小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準第３条第１２号に規定する納税の義務を果たしていない場合

第３ 営業実績が２年未満の法人の場合

１　提出書類

(1) 次に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、カ及びキに掲げる書類は、必要に応じて提出を指示した場合に限る。

ア　事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

イ　事業期間における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上原価又は製造原価などの内訳を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表

ウ　事業期間における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

エ　事業期間における市町村民税及び固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

オ　事業期間における確定申告書（別表１（１）、別表２及び別表４）の写し

カ　金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類

キ　今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書

(2) 直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合は、前号イからエに掲げる書類に代えてこれを申請書に添付することができる。

２　審査方法

(1) 審査に際しては、前項第１号イからエまでに掲げる書類の内容を同号オに掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。ただし、前項第２号に掲げた有価証券報告書が提出されている場合は、当該報告書により次の各号に掲げた内容を判断するものとする。

ア　新規申請の場合は、当該事業を開始するに足る自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ適正な返済計画が立てられていること。

イ　事業期間における損益計算書上の役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、直前の事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が１割以上である場合は、原則、経理的基礎があるものとする。

ウ　事業期間における自己資本比率が０割以上１割未満である場合

(ｱ) 事業期間における損益計算書上の経常利益金額の平均値が零を超えている場合は、原則、経理的基礎があるものとする。

(ｲ) 直前の事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額が計上されている場合は、原則、経理的基礎があるものとする。

(ｳ) 直前の事業年度における経常利益金額及び事業期間における経常利益金額の平均値が零に満たない場合は、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の内容から個別に判断するものとする。

エ　直前の事業年度において債務超過であり、次の場合は、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の内容から個別に判断するものとする。

(ｱ) 事業期間における経常利益金額の平均値が零を超えている。

(ｲ) 直前の事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額が計上されている。

オ　上記基準により、一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、慎重に検討を行い、その有無を判断するものとする。

(2) 前号に掲げる書類により、慎重に検討を行い、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の内容から個別に判断するものとする。

３　申請不受理

次に該当する場合は、経理的基礎がないものとして申請を受理しないものとする。

(1) 前項に基づく審査により、経理的基礎を有しないと判断される場合

(2) 小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準第３条第１２号に規定する納税の義務を果たしていない場合

第４ 営業実績が２年未満の個人の場合

１　提出書類

次に掲げる書類がすべて提出されていること。ただし、第７号に掲げる書類は、必要に応じて提出を指示した場合に限る。

(1) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(2) 資産に関する調書

(3) 事業期間における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(4) 事業期間における市町村民税及び固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(5) 事業期間における確定申告書（第１表）の写し

(6) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類。ただし、申請者が青色申告を行っている場合は、直前期の所得税青色申告決算書の写しに代えることができる。

(7) 今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書

２　審査方法

(1) 審査に際しては、資産状況について前項第２号に掲げる書類により判断し、同項第３号及び第４号に掲げる書類の内容を同項第５号に掲げる書類により突合するなどのチェックを行うこと。

(2) 前項に掲げる書類により、慎重に検討を行い、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の内容から個別に判断するものとする。

３　申請不受理

次に該当する場合は、経理的基礎がないものとして申請を受理しないものとする。

(1) 前項に基づく審査により、経理的基礎を有しないと判断される場合

(2) 小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準第３条第１２号に規定する納税の義務を果たしていない場合

附　則

この基準は、平成２５年８月１日から施行する。

経理的基礎に関する審査の考え方（一般廃棄物収集運搬業）

１　営業実績が２年以上ある法人の場合

直前期の 自己資本比率（※１）	直前２年間の 経常利益金額の 平均値	直前期の 経常利益金額	行政処分の内容
１０％以上	黒字	黒字	原則基礎認定
	黒字	赤字	
	赤字	黒字	
	赤字	赤字	個別判断
０％以上 １０％未満	黒字	黒字	原則基礎認定
	黒字	赤字	
	赤字	黒字	
	赤字	赤字	個別判断
マイナス	黒字	黒字	条件により個別判断
	黒字	赤字	
	赤字	黒字	個別判断
	赤字	赤字	不受理

※1 自己資本比率（%）＝（純資産の額）÷（純資産・負債の額の合計）×１００

※2 経常利益金額とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。

※3 「個別判断」に該当する場合は、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の提出を要します。

※4 「条件により個別判断」において、自己資本比率<△３０%または、流動比率<△５０%に該当する場合は、今後５年の収支計画書及び中小企業診断士の経営診断書の提出を要します。

※5 なお、経営診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではありません。

※6 経営診断書の作成に係る費用は申請書の負担となります。

○平成２６年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

１ 区域　　市全域

２ 収集・運搬の主体

(1) ごみ

ア 家庭系ごみ　　市（直営・委託）

イ 事業系ごみ　　市許可業者

(2) し尿　　市許可業者

(3) し尿浄化槽汚泥　　市許可業者

３ 分別収集種類、回数及び収集方法

(1) 家庭系ごみ

ア 燃やすごみ　　週２回　指定袋によるステーション方式

イ 燃やさないごみ　月２回　指定袋によるステーション方式

ウ 粗大ごみ　　電話申込みによる戸別収集方式

エ 資源

(ア)プラスチック製容器包装　週１回　指定袋によるステーション方式

(イ)空きびん　　月２回　指定袋によるステーション方式

(ウ)空き缶　　月２回　指定袋によるステーション方式

(エ)金属類　　月２回　指定袋によるステーション方式

(オ)ペットボトル　　月２回　指定袋によるステーション方式

(カ)古紙・古布類　　月２回　指定袋等によるステーション方式

(キ)蛍光管類　　月１回　指定袋によるステーション方式

(ク)廃食用油　　小牧市役所、小牧市リサイクルプラザ、小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター、小牧市味岡市民センター、小牧市役所小牧駅出張所、小牧市西部コミュニティセンター及び小牧市南部コミュニティセンターにおける拠点回収方式

なお、エ 資源の（ア）から（ク）については、常設の資源回収ステーションで随時、収集を行う。

また、７月からリサイクルプラザにおいて、第２資源回収ステーションを開設し、土・日曜日限定で収集を行う。

「こまやか収集」として排出困難な独居の高齢者などを対象に週１回、家庭系ごみの戸別収集を行う。

(2) 事業系ごみ　　随時　　戸別収集方式

(3) し尿　　随時　　戸別収集方式

(4) し尿浄化槽汚泥　　随時　　戸別収集方式

４ 処理の方法

(1) ごみ

小牧岩倉衛生組合において焼却、破砕、減容又は埋立て処理する。ただし、資源は、小牧市リサイクルプラザ等において処理する。

(2) し尿

小牧市クリーンセンターにおいて処理する。

(3) し尿浄化槽汚泥

小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設において処理する。

5 排出量

(1) ごみ

ア 家庭系ごみ	３４，６００ｔ
イ 事業系ごみ	１２，４００ｔ
合計	４７，０００ｔ
(2) し尿	３，９００ｋｌ
(3) し尿浄化槽汚泥	１６，１００ｋｌ

6 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

(1) ごみ

ごみ減量推進事業

ア 排出指導関係

- ごみの分別方法等に関するビデオ及びＤＶＤ（５か国語）を活用し、市の廃棄物問題やごみの分別方法、「３Ｒ」の必要性等の啓発を行う。
- 転入者に対し指定ごみ袋（３種類、各２枚）を配布するとともに、外国人転入者に対しては、外国語版のパンフレット等により個別に排出方法を周知する。また、近年増加傾向にある言語（インドネシア語・ベトナム語・韓国語）についてもパンフレットにより個別に排出方法を周知する。
- 廃棄物排出指導員（２名）及び職員によりごみ集積場を巡回し、排出者に対し指導を行う。
- ごみ収集日お知らせメールサービス

メールサービスに登録した市民向けに、ごみ収集日を知らせるサービスや災害発生時のごみ収集の周知サービスを行う。

また、外国語版（ポルトガル語・スペイン語・中国語）のメール配信サービスも合わせて行う。

・共同住宅居住者等への排出指導

共同住宅の居住者及びごみ集積場管理責任者並びに所有者に対して、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適性処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号）に基づき、小牧市共同住宅における家庭系廃棄物の排出方法等に関する要綱を新たに制定したことに伴い、ごみの適正処理と快適な住環境の確保を図る。

・不用品回収業者への指導

不適正に回収・処理している回収業者に対して指導を行い、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」を図る。

・不法投棄監視カメラの設置

不法投棄監視カメラの設置場所について、現在のごみ集積場に加え、不法投棄の多発する市が管理する公共用地を追加するとともに、不法投棄監視カメラの設置台数を増台し、不法投棄防止の強化を図る。

イ 減量化啓発関係

・ ごみ減量に関するパンフレット等を作成し、配布する。
・ 出前講座への講師の派遣や各種イベント等に参加し啓発を行う。
・ キャラクター「エコリン」の着ぐるみを活用し、各種イベント等において啓発を行う。
・ エコハートショップ認定制度

ごみの減量、排出抑制、再生品商品の販売、その他リサイクル活動に積極的に取り組んでいる市内の販売店を「エコハートショップ」として認定することにより、その利用を通じて、環境にやさしい店づくりを広めるとともに、資源循環型社会の形成を推進する。

ウ 排出抑制関係

・ 生ごみ堆肥化事業

コンポスト容器及び密閉容器を市民に３年間無償貸与する。

・ 生ごみ処理機購入費補助事業

家庭から排出される生ごみを処理するため、生ごみ処理機を購入する費用に対して補助金（補助割合３/５、上限額３万円）を交付する。

・ 資源回収団体奨励金交付事業

回収量に応じて子ども会等の資源回収登録団体に奨励金（１キログラムにつき５円、逆有償の場合は１キログラムにつき２円まで加算）を交付する。

なお、雑がみについては、燃やすごみに混入される割合が高いことから、更なる雑がみの資源回収の促進を図るため、雑がみの奨励金額を２０円に増額するとともに、売却単価が高く、資源回収の促進効果が低い空き缶については、資源回収奨励金の対象品目から除外する。

・ 家庭用剪定枝粉砕機の貸出制度

家庭から発生する剪定枝等の有効利用を促進し、燃やすごみの減量及び資源化を図るため、家庭用剪定枝粉砕機の貸し出しを行う。

・子ども服リユース事業

循環型社会の構築を目指すため、市内の児童館において子ども服のリユースを行うことで、３Ｒを推進し、ごみの減量化を図る。併せて、再利用することの良さ、大切さを学んでもらう中で、親子や地域との絆を深め、子育て支援につなげる。

・古紙コンテナ回収の斡旋

資源ごみの排出について、市民の利便性の向上と燃やすごみの減量化を図るため、市内のスーパー等の空きスペースを利用して「資源回収用のコンテナ」を設置できるよう、コンテナ回収業者とスーパー等の仲介・斡旋を行う。

エ その他の事業

・ リサイクルデータバンク設置事業

家庭で不用となったものを「あげます」。欲しいものを「求めます」。双方の希望が一致した場合に、市が情報の仲介をし、リユースの促進を図る。

・ 空きびん、空き缶及びペットボトルの選別

空きびん、空き缶及びペットボトルの資源化のため、手選別等の中間処理をリサイクルプラザで行う。

・ 粗大ごみの修理再生利用

粗大ごみとして出された家具及び自転車を修理し、修理再生品として抽選で当選者に渡す。

・ リサイクルの啓発事業

サンドブラスト、牛乳パックの紙すき、とんぼ玉作り、廃食用油を使った石けん作りなどのリサイクル体験教室を行う。

・ おもちゃ病院の開設

壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院を定期的に開催する。

・ 古着・古本リユースコーナー

市民から提供された古着・古本を無料で提供する。

(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥

公共下水道事業の積極的推進により水洗化を図る。

・クリーンセンター施設整備

し尿浄化槽汚泥処理施設の機能をクリーンセンターへ移行し、生し尿とし尿浄化槽汚泥を一括処理できる施設にするよう改修する。

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 一時多量ごみ

引越し等に伴う一時多量ごみについては、自己搬入又は市許可業者の収集・運搬により行う。

(2) 排出禁止物

農薬等の化学薬品、プロパンガス等のガスボンベ類、消火器、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、冷蔵庫等の特定家庭用機器、パーソナルコンピュータ、オートバイ・農業用機械器具・ピアノ等の重量物、タイヤ・スプリングマットレス・がれき等の処理困難物及び特別管理一般廃棄物は、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取ってもらい適正に処理する。

(3) 事業系ごみの対処方法

ア 事業系剪定枝等は、堆肥化を促進するため、民間処理業者へ誘導する。

イ 事業系食品廃棄物については、自己堆肥化の促進及び民間資源化施設への誘導を行う。

ウ 事業者を対象とした廃棄物の排出状況アンケート実施結果から、事業系ごみの排出に対する認識が不足している事業所がまだ多くあることが判明したため、現状のパンフレットの内容を一新し、事業者が必要とする内容を掲載したよりわかりやすいものに変更する。あわせて、事業系ごみの排出方法が守られていない業種が特定できたため、パンフレットを活用した排出指導員による個別訪問を実施し、ごみ減量化啓発及び排出指導を行う。

平成２６年度

清　掃　事　業　概　要

平成２６年9月

小牧市市民生活部廃棄物対策課

〒485-8650

愛知県小牧市堀の内三丁目１番地

電話（０５６８）７６－１１８７

FAX（０５６８）７２－２３４０